

平成29年度第1回市川市男女共同参画推進審議会

次 第

日 時:平成29年7月27日(木)
午前10時～正午
場 所:男女共同参画センター
5階研修室AB

1. 総務部長挨拶

2. 議題

(1) 会長・副会長 選任

(2) 市川市男女共同参画基本計画第5次実施計画の年次報告について

(3) 市川市男女共同参画基本計画第2次DV防止実施計画の年次報告
について

(4) 男女共同参画事業について

(5) その他

平成29年度第1回市川市男女共同参画推進審議会 委員名簿

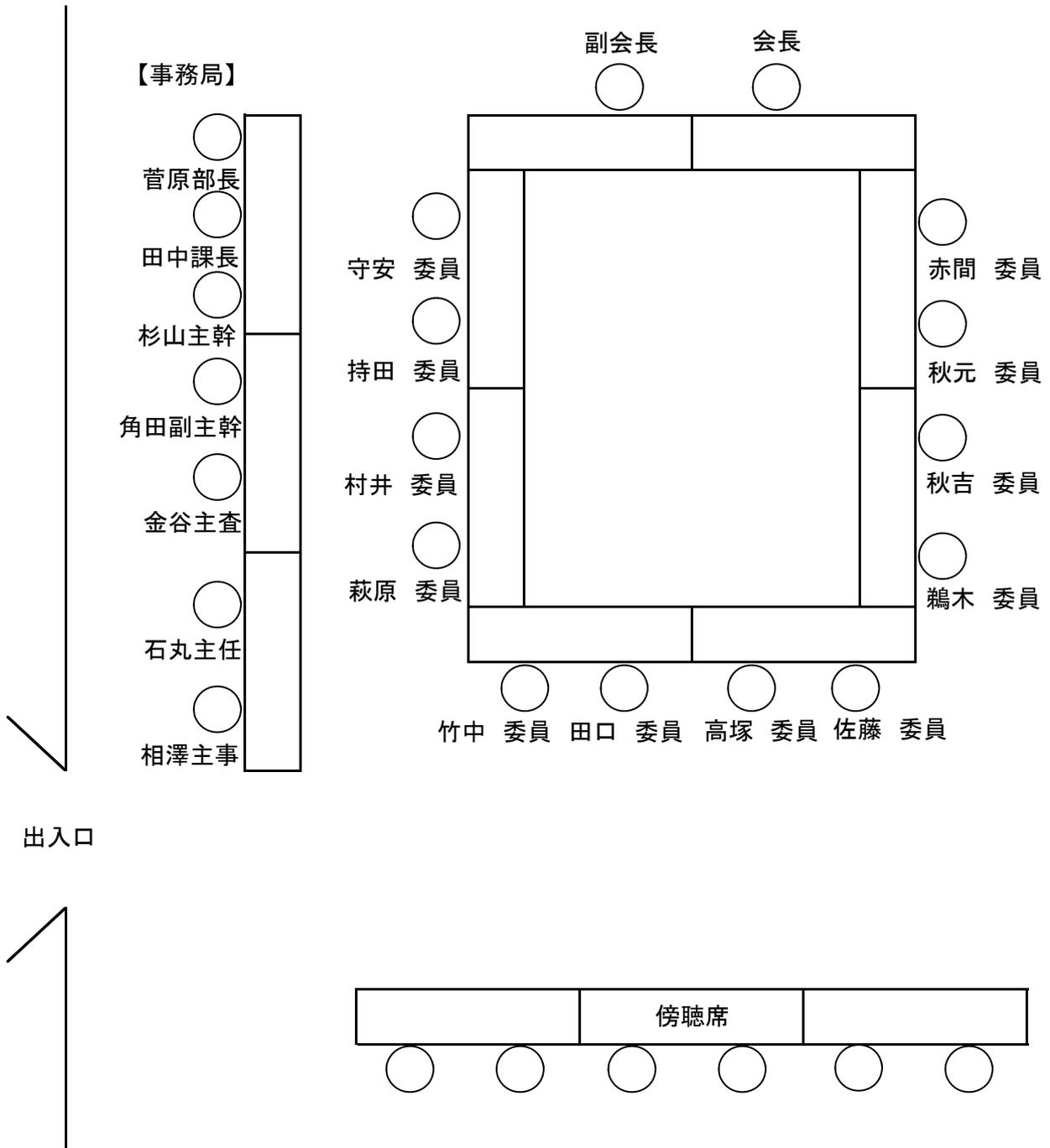
平成29年7月27日(木) 午前10時～正午
男女共同参画センター 5階 研修室AB

(敬称略)

No.	委員氏名	推薦団体等
1	あかま のぶこ 赤間 宣子	市川市保健推進協議会
2	あきもと かずこ 秋元 和子	市川青年会議所
3	あきよし マツ 秋吉 マツ	市川人権擁護委員協議会
4	あべ りさ 阿部 理佐	市民公募
5	いのうえ たくや 井上 卓也	国府台女子学院
6	うのき けいこ 鵜木 恵子	帝京平成大学
7	さとう たかし 佐藤 孝	市川商工会議所
8	たかつか まき 高塚 真希	千葉県弁護士会
9	たぐち くみこ 田口 久美子	和洋女子大学
10	たけなか としはる 竹中 寿晴	市民公募
11	はぎわら ひろし 萩原 洋	市川市社会福祉協議会
12	むらい みわ 村井 美和	市川市国際交流協会
13	もちだ はるき 持田 春樹	市川市公立学校長連絡協議会
14	もりやす じゅんいち 守安 純一	市川公共職業安定所
15	よしおか まさゆき 吉岡 雅之	市川市医師会

平成29年度 第1回市川市男女共同参画推進審議会 席次表

平成29年7月27日（木）午前10時～正午
男女共同参画センター 5階 研修室AB



《市川市男女共同参画推進審議会》

市川市男女共同参画基本計画
第5次実施計画（平成26～28年度）

平成28年度 年次報告書



平成29年7月

男女共同参画課

目 次

1. 年次報告に関する説明	2		
2. 体系図	3		
3. 主要課題ごとのまとめ	4	~	5
4. 事業別一覧	6	~	13
5. 事業ごとの実績報告書	14	~	28
6. 市川市男女共同参画基本計画 第5次実施計画の総括	29	~	31

∞年次報告に関する説明∞

本報告は、「市川市男女共同参画基本計画 第5次実施計画」に記載されている計画事業について、市川市男女共同参画社会基本条例第9条第1項に定める平成28年度の進捗状況を表した「年次報告書」です。

○ 所管課自己評価について

進行管理事業について、目標値とその実績から4段階で評価をしています。

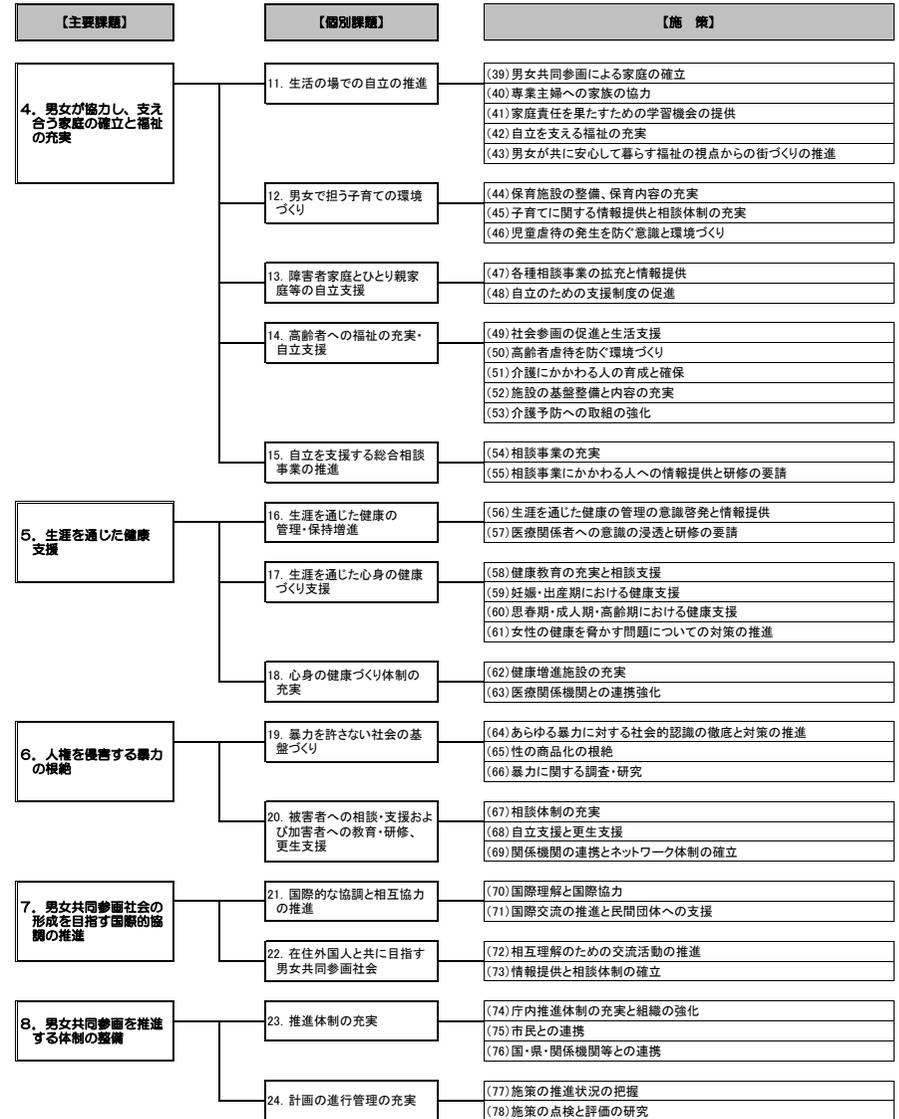
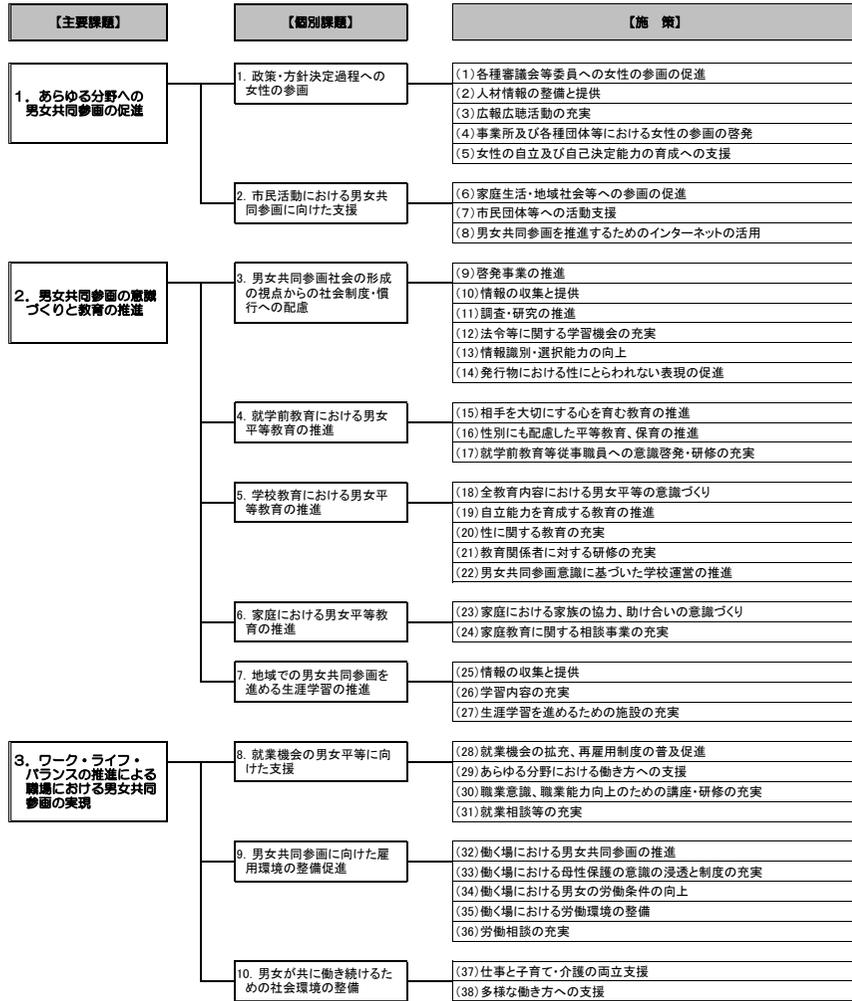
- : 十分達成できた
- : 概ね達成できた
- : やや不十分だった
- : 不十分だった

○ 主要課題ごとのまとめ(4～5頁)は、成果指標に係るe-モニターアンケートの結果、及び、所管課による自己評価を基に、4つの評価区分ごとの事業数を掲載しました。

○ 事業別一覧(6～13頁)は、各事業ごとに平成28年度の内容をまとめたものです。

○ 14～28頁は、各事業ごとの実績報告書の個票です。

体系図



■主要課題ごとのまとめ

(主要課題ごとに設定した成果指標について)

※主要課題1を除き市川市e-モニター制度によるアンケート結果を成果指標としています。

主要課題	成果指標	平成27年度 結果	平成28年度 目標値	平成28年度 結果	今後の取組み等
1 あらゆる分野への男女共同参画の促進	各種審議会等の女性委員割合	31.3% (平成28年4月1日現在)	36%	31.5% (平成29年4月1日現在)	女性活躍推進法が施行され、社会において女性の活躍が期待されているなか、これまでと同様に、政策・方針決定の過程に男女が共に参画することはとても重要であることから、女性登用促進について、今後も積極的に取り組んでいく。
	市職員の女性管理職割合	17.3% (平成27年4月1日現在)	20%	16.9% (平成28年4月1日現在)	
2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進	社会全体において、「男女の地位は平等である」と考える人の割合	11%	20%	14%	社会において男性優位との意見がまだ多い。男女共同参画社会の実現に向け、男女が対等な立場で社会参画できるよう、様々な機会を通じて啓発していく。
3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合	59%	80%	61%	持続可能な社会とするため、長時間労働の是正など働き方改革が推進されている。生産性が高い仕事と充実した家庭生活を目指し、ワーク・ライフ・バランスを啓発していく。
4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実	「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」と考える人の割合	42%	35%	43%	社会的役割分担意識をなくし、誰もが自らの個性と能力を最大限発揮することができる社会の形成を目指し、今後も積極的に取り組んでいく。
5 生涯を通じた健康支援	自分の健康に関心がある人の割合	82%	90%	94%	明るく、活力ある社会の形成に向け、各自が自分の健康に関心を持ち、健康の保持増進を図ることができるよう支援していく。
6 人権を侵害する暴力の根絶	DVを知っている人の割合	92%	100%	90%	DVや児童虐待など人権を侵害する暴力の根絶に向け、今後も関係機関と連携しながら、啓発活動を行っていく。
7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進	市川市は外国人が安心して暮らせるまちだと考える人の割合	61%	100%	61%	東京オリンピック・パラリンピックを控え、増加が予想される外国人が、「本市が暮らしやすいまちである」と感じることができるよう、お互いの交流を推進していく。
8 男女共同参画を推進する体制の整備	「市川市男女共同参画基本計画」を知っている人の割合	39%	50%	41%	本市の男女共同参画に関する取組みについて、様々な機会(情報紙、WEBサイト、講演会等)を通じて、今後も周知を行っていく。

■主要課題ごとのまとめ

(主要課題ごとの実施計画事業評価結果)

主要課題	評価別事業数				平成28年度の評価
	十分達成	概ね達成	やや不十分	不十分	
1 あらゆる分野への男女共同参画の促進	1	2	3	0	個別課題1では、女性の登用に関し、社会全体としてまだ道半ばということもあり、本市でも実績があまり上がらなかった(事業No.1～3)。また、事業No.5では、男女共同参画センターの述べ利用者数は増えたものの、利用率が下がってしまった。
2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進	8	2	0	1	個別課題3～6及び事業No.16については、ほぼ目標どおり達成した。個別課題7の事業のうち「情報資料室の充実」(事業No.17)は、近隣に図書館が整備されているため、利用者の増加は難しく、達成できなかった。
3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現	1	1	0	1	個別課題8～9は、就労支援に関する講座やイベントのほか文化会館でワーク・ライフ・バランスセミナーを開催するなど、それぞれでほぼ目標を達成したが、市男性職員の育児休業等の取得者が少なく目標を達成できなかった。
4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実	1	1	1	0	個別課題15 事業No.22「女性のための相談」は、女性相談員が相談者に寄り添い問題解決に向け、きめ細やかな対応を行った。また、事業No.23「女性弁護士による女性のための無料法律相談」は、相談件数が伸びなかった。
5 生涯を通じた健康支援	0	0	0	0	※個別課題16～18 進行管理事業はありません。
6 人権を侵害する暴力の根絶	1	1	0	0	個別課題19 事業No.24「市民等への人権啓発情報の発信」、個別課題20 事業No.25「家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催」のそれぞれの事業について、目標を達成した。
7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進	1	0	0	0	個別課題22 事業No.26「相互理解のための啓発・交流事業」については、英語が話せる家族(在住外国人、国際結婚、日本人)を対象に実施し、目標を達成した。
8 男女共同参画を推進する体制の整備	1	2	0	0	個別課題23 事業No.27「男女共同参画センター登録団体等との共同事業の実施」については、男女共同参画センターで活動する団体との共催事業として5事業10回実施し、目標を達成した。

■事業別一覧

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	28年度目標	28年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進								
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画								
1	市川市女性人材登録台帳の活用	男女共同参画課	市役所内のあらゆる分野に男女双方の意見を反映させることを目的とし、市民等へ市川市女性人材登録台帳を周知し、意欲や知識、能力のある女性に市川市女性人材登録台帳への登録を呼びかけ、審議会等への女性登用促進のため、また、講座や講演会等の講師としての登用など、活用を図ります。	女性人材登録台帳への登録者数	80人	73人 (平成29年3月31日現在)	やや不十分だった	男女共同参画センターで開催された講座やセミナーの講師、関連団体の関係者に女性人材登録台帳への登録を依頼し、新規登録者を増やした。また、市公式Webサイトで女性人材登録台帳の登録を呼びかけた。 平成28年3月末の登録人数は63人。 引き続き、講座の講師等に女性人材登録台帳への登録を依頼するなどして、新規登録者を増やすとともに、庁内各課に女性人材登録台帳の活用を働きかける。
2	【重点】 審議会等への女性委員の参画推進	男女共同参画課	審議会等において男女がともに参画できるよう、「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」に基づき、女性委員割合が少ない審議会等の担当部署に対し、女性委員を積極的に登用するよう担当部署に対し要請を行います。	審議会等の女性委員割合	36%	31.5% (平成29年4月1日現在)	やや不十分だった	平成28年4月1日現在の調査結果に基づき、目標数値に達していない審議会等について、改善計画書の提出を求めた。 平成29年4月1日現在の調査では、委嘱している審議会等52のうち、女性委員のいない審議会等は4であった。 女性人材登録台帳の活用を庁内担当部署に要請するとともに、女性委員登用の意義について周知を図る。
3	【重点】 市女性職員の管理職登用促進	男女共同参画課	市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ない現状を踏まえ、政策・方針決定過程に男女がともに参画することにより市役所内を活性化させ、多様な発想を取り入れバランスの取れた効果的で高品質な行政サービスを提供できるよう、市女性職員の管理職登用を積極的に進めます。	市女性職員の管理職割合	20%	16.9%	やや不十分だった	女性職員の上位職昇任への意識啓発として、副主幹職2～6年目、主査職2年目以降の「女性職員研修」未受講者を対象に研修を実施した。主幹職選考試験の女性受験割合が7.4%で前年度6.0%より増加した。また、課長職選考試験の女性受験者は7名、受験割合は16.7%で前年度より減少した。 女性管理職登用促進に向けて、職員がキャリアを意識しながら業務に取り組むことができるよう、女性職員研修を行い、まずは、女性職員の昇任試験受験率を上げる必要がある。
4	【新規】 市職員への男女共同参画に関する研修の実施	男女共同参画課	市職員が男女共同参画の意識を持ち、個性と能力を活かして市役所内を活性化させることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。	市職員への男女共同参画に関する研修の実施回数	3回	4回	十分達成できた	新規採用職員の研修において、男女共同参画に関する研修を実施した。また、女性職員研修の中で男女共同参画の必要性について研修を行い、ワーク・ライフ・バランスセミナーでは、市の管理職を受講対象とした。 全ての市職員が男女共同参画に関する研修を受ける機会が得られるようにするため、研修時期や研修方法等を工夫する必要がある。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	28年度目標	28年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
個別課題2 市民活動における男女共同参画に向けた支援								
5	男女共同参画センター使用団体の活動推進	男女共同参画課	男女共同参画センターは男女共同参画社会を推進するための拠点施設であることを利用団体に周知し、継続して利用してもらうことにより、地域での男女共同参画を推進する。また、施設の有効活用のため、新規使用団体を増やすための広報を積極的に行う。	男女共同参画センター利用率	53%	49.6%/年	概ね達成できた	センターの利用団体数は、延べ6,635団体。講座等の参加者へ男女共同参画センターの利用について案内するとともに、男女共同参画センターの利用促進を図るためパンフレットを関連施設に配布した。 利用率の低い時間帯の利用を促進する。
6	市民等への男女共同参画情報の発信	男女共同参画課	市民等が男女共同参画を理解し、地域で男女共同参画を推進できるよう、広報紙や市WEBサイト等により男女共同参画に関する情報を提供する。	—	—	4回 (ウイズレターの発行数)	概ね達成できた	男女共同参画センター情報紙を4回発行したほか、「男女共同参画週間」「DV防止強化月間」「人権週間」に合わせ広報いちかわや市公式Webサイトで情報発信したり、男女共同参画センターで開催される講座やイベントについての情報発信を行った。 広報紙や市公式Webサイト以外の媒体を利用した情報発信手段を取り入れていく。
主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進								
個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮								
7	男女共同参画センターにおける講演会の実施	男女共同参画課	市民等が男女共同参画を理解し地域で男女共同参画を推進できるよう、男女共同参画センターにおいて、講演会を主催したり、男女共同参画センター登録団体等との共催により実施します。	男女共同参画センター主催・共催講演会の参加者数	350人	785人	十分達成できた	主催事業ウイズカレッジ16「ワーク・ライフ・バランスセミナー」、「DV予防啓発セミナー」を実施したほか、男女共同参画センターの利用団体と共催講座や講演会を実施した。6事業(主催 2事業 共催 4事業 参加 785人) 集客増加に向けて工夫しながら、男女共同参画センター利用団体や庁内関係部署と連携し、講演会等を開催していく。
8	男女共同参画センターロビーの充実・活用	男女共同参画課	男女共同参画センターのロビーを利用団体相互の情報交換の場として利用できるよう、整理し充実させます。また、男女共同参画に関する講座開催や国・県・関係機関等の資料を配置して情報提供を行います。	—	—	—	概ね達成できた	毎月1回、ロビーの一部を使用し、仕事と家庭のバランスをとりながら起業している先輩の方などをゲストに迎え、経験や将来の展望を聞くなどする座談会形式の講座「いち☆カフェ@ウイズ」を実施した。 センター使用団体または一般市民の方々の打合せ等にロビーを提供。国、県、他市、学校、民間の情報チラシを配架、ポスターの掲示、使用団体の情報交換に活用した。 団体だけでなく、個人も活用できるロビーの配置を工夫し、利用者の範囲拡大につなげる。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	28年度目標	28年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
9	「ヒューマンフェスタいちかわ」による人権啓発	男女共同参画課	人権に関する情報の広報・啓発を行います。	「ヒューマンフェスタいちかわ」への来場者数	400人	352人	概ね達成できた	人権週間中の12月10日(土)ハートフルヒューマンフェスタいちかわ2016を開催。講師はオーボエ奏者荒絵理子氏。演題「多くの方に支えられて」。参加者アンケートでは、93%の方が「良かった」という回答だった。 人権イベントに関するPRを積極的に行うほか、教育委員会と連携し、集客を図る。
10	【新規】市職員への男女共同参画に関する情報の発信	男女共同参画課	職員一人ひとりが男女共同参画を理解し、市役所内から男女共同参画を推進できるよう、市職員へ男女共同参画に関する情報を発信する。	市職員への男女共同参画情報の発信回数	4回	4回	十分達成できた	市職員向け男女共同参画センター情報紙を全4回配信した。(男女共同参画週間、男性育児休業、人権擁護委員、LGBT) 男女共同参画に関する時事的な情報について市職員への発信を継続していく。
個別課題4 就学前教育における男女平等教育の推進								
11	【新規】市内の保育園や幼稚園等職員への男女共同参画啓発	男女共同参画課	市内の保育園や幼稚園等に勤務する職員へ、男女共同参画の推進に関する啓発を行います。	市内の保育園や幼稚園等職員への男女共同参画啓発活動の回数	1回	1回	十分達成できた	市立保育園の園長会議で、市川市の外国籍市民が増えている状況を説明し、家族同士での異文化交流を目的とした、男女共同参画センターのイベントを紹介した。 併せて、各保育園に向けて男女共同参画センターの情報紙を配布し、保育園関係者に向けて啓発を行った。 男女共同参画センター情報紙による啓発を継続して行く。
個別課題5 学校教育における男女平等教育の推進								
12	【新規】人権教室の実施	男女共同参画課	児童が他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育めるよう、市川人権擁護委員が小学生(市立小学校39校)を対象とした人権教室を実施します。	人権教室の実施校数	39校	39校	十分達成できた	人権擁護委員が公立小学校39校から依頼を受けて実施した。 また、市立幼稚園1園でも人権擁護委員による人権啓発活動を実施した。 児童が在学中に人権教室を体験できるよう学校と連携しながら実施に努める。
13	【新規】人権講演会の実施	男女共同参画課	人権の尊さについて理解してもらえよう、市川人権擁護委員が中学生(市立中学校16校)を対象とした人権講演会を実施します。	人権講演会の実施校数	2校	2校	十分達成できた	人権擁護委員のうち弁護士委員2名が南行徳中学校と塩浜学園で「人権って、なんだろう？僕たちの人権、私たちの人権」、「高齢者を大切にできる心」の演題でそれぞれ講演会を実施した。 人権擁護委員と公立中学校との連携を深め、いじめやSNS等学校での課題を取り入れながら講演会を実施していく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	28年度目標	28年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
個別課題6 家庭における男女平等教育の推進								
14	【新規】 男女共同参画センターにおける父子向け講座等の実施	男女共同参画課	家族一人ひとりが協力し支え合う意識を持って家庭生活を営むことができるよう、男女共同参画センターにおいて、父子で参加する主催事業や共催事業を実施します。	男女共同参画センター主催・共催の父子向け講座の実施回数	1回	1回	十分達成できた	父子向けの講座「親子DEクッキング ～父子でクリスマスケーキを作ろう～」と題して料理教室を開催。デコレーションケーキや豚汁、おにぎりを作った。 参加人数 16人 1回の開催で、より多くの親子に協同作業をしながら楽しめる講座など開催を工夫していく。
15	【新規】 家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施	男女共同参画課	様々な活動を通じて、個性や能力に応じた子どもの育成や家族とのかかわり等について学ぶ機会である家庭教育学級と連携した男女共同参画に関する事業を実施します。	家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施回数	1回	2回	十分達成できた	男女共同参画課のイベントで、家族や子育てについて考える機会となる「ワーク・ライフ・バランスセミナー」や「ハートフル・ヒューマンフェスタいちかわ2016」を家庭教育学級の「共通講座」とし、参加の呼びかけを行った。 家庭教育学級からの参加実績は、「ワーク・ライフ・バランスセミナー」が8人、「ハートフル・ヒューマンフェスタいちかわ2016」が23人であった。 今後も、家庭教育学級と連携し、家庭内での男女共同参画、平等教育に関する講座への参加を呼びかけていく。
個別課題7 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進								
16	男女共同参画に関する講座等の実施	男女共同参画課	男女共同参画社会の実現に向けた講座等を男女共同参画センター主催で行ったり、登録団体等との共催により実施します。また、男女共同参画センターの更なる周知や若年層の利用促進に向けた分野の講座も実施します。	男女共同参画に関する講座等の実施回数	6回	15回	十分達成できた	主催講座を10回、共催講座を5回開催した。参加者アンケートによる満足度は87.8%であった。 利用が少ない若年層や男性などを含め幅広い世代の参加を促す講座を取り入れていく。
17	情報資料室の充実	男女共同参画課	男女共同参画に関する書籍・情報を収集し、市民が学習できる環境を整えます。	男女共同参画センター資料閲覧室の利用者数	800人	452人	不十分だった	平成29年3月末時点での蔵書数は16,349冊。男女共同参画関係の情報誌、国・県・他市町村の情報を提供している。 その他、男女共同参画センターで実施する講座や講演会のテーマに合った図書の紹介コーナーをつくり、様々な分野の男女共同参画についての啓発を行った。 男女共同参画関連図書の蔵書、資料を収集し、情報提供をしていく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	28年度目標	28年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現								
個別課題8 就業機会の男女平等に向けた支援								
18	【新規】 男女共同参画センターにおける就労支援に関する講座等の実施	男女共同参画課	個性と能力を活かしながら、仕事と育児・介護・地域活動等のバランスを取ることができるよう、男女共同参画センターにおいて、就労支援に関する主催事業や共催事業を実施します。	男女共同参画センター主催・共催の就労支援関連講座等の実施回数	1回	2回	十分達成できた	仕事と家庭の両立を考え復職や求職を考えている女性を対象に就労支援セミナーを実施した。また、共催事業「ハッピーライフ&キャリアフェスタ」において、就労支援に関するコーナーを設け、相談会を実施した。 就労支援セミナー（全3回 参加人数 41人） 参加者にとって有益な講座となるよう、内容を工夫して開催する。
個別課題9 男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進								
19	【重点】 事業者への男女共同参画啓発	男女共同参画課	事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する啓発を行います。	事業者への男女共同参画啓発活動の回数	1回	1回	概ね達成できた	ウイズカレッジ16「ワーク・ライフ・バランスセミナー」(経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス)を市民、企業、市職員を対象に実施した。 平成28年6月29日(水) 参加人数 303人 市川市文化会館 さらに啓発を推進するため、庁内外の関係部署や関係団体と連携し、事業を進める。
20	【重点】【新規】 市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進	男女共同参画課	市職員が仕事と育児・介護・地域活動等とのバランスを取ることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、男女それぞれのワーク・ライフ・バランスを推進します。	市男性職員の育児休業と介護休暇の取得者数	15人	4人	不十分だった	職員みんなで支え合い計画(第3次市川市役所次世代育成支援行動計画)に基づく、ノーマンズ月間のキャンペーン等によりワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進した。また、職員課において、若手職員を対象に育児休業に関する説明会を実施した。 育児休業 4人 介護休暇 0人 長時間労働を是正し、休暇が取得しやすい職場環境となるよう「働き方改革」を推進する。
個別課題10 男女が共に働き続けるための社会環境の整備								
主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実								
個別課題11 生活の場での自立の推進								
21	【新規】 生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施	男女共同参画課	家庭において、家族一人ひとりが家族の一員として協力し支え合う意識を持てるよう、男性向けの料理教室など、生活の場での自立の推進に向けた講座等を男女共同参画センター主催で行ったり、男女共同参画センター登録団体等との共催により実施します。	生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施回数	1回	1回	十分達成できた	過去に行った「男性の料理教室」から発足した家事、料理関係の3団体の協力を得て、全4回の「男性の料理教室」講座を実施した。 参加人数 17人(延べ64人) 地域とのかかわりの少ない男性が、単身者になっても、周囲の人たちと協力しあえる関係性を構築するためのきっかけ作りとなる講座を検討していく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	28年度目標	28年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
個別課題12 男女で担う子育ての環境づくり								
個別課題13 障害者家庭とひとり親家庭等の自立支援								
個別課題14 高齢者への福祉の充実・自立支援								
個別課題15 自立を支援する総合相談事業の推進								
22	女性のための相談	男女共同参画課	女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、自ら解決方法を見つけることができるよう、関係部署や関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けた相談を女性相談員が行います。	相談件数	—	2,970件	概ね達成できた	複雑化、多様化している相談に対応するため、専門知識や経験のある相談員の採用に努め、DV相談の体制整備に取り組んだ。 今後も一般相談・DV相談・法律相談により、様々な相談に対応できるよう、きめ細やかな質の高い相談を行っていく。相談体制を強化していくためにも、幅広い知識を備えた相談員の人材確保が必要である。
23	女性弁護士による女性のための無料法律相談	男女共同参画課	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な女性を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施します。また、法律相談の利用促進のための啓発を行います。	相談件数	170件	123件	やや不十分だった	毎週水曜日の午後、1日5人まで実施。一般相談やDV相談で法的支援が必要と判断される場合にも法律相談を案内した。 相談件数が減少している。女性を対象とした女性弁護士による相談窓口である特性を活かし、引き続き相談窓口の啓発に努める。
主要課題5 生涯を通じた健康支援								
個別課題16 生涯を通じた健康の管理・保持増進								
個別課題17 生涯を通じた心身の健康づくり支援								
個別課題18 心身の健康づくり体制の充実								

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	28年度目標	28年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶								
個別課題19 暴力を許さない社会の基盤づくり								
24	市民等への人権啓発情報の発信	男女共同参画課	人権擁護委員の日(6月1日)や人権週間(12月4日～10日)を中心に、広報等で啓発活動を行います。	—	—	人権擁護委員の日、人権週間に実施した各事業を広報に掲載、ウイズレターの発行	概ね達成できた	<p>人権擁護委員の日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員による特設相談 ・DVD上映会 ①「家族で考えるハンセン病問題」 ②「あなたがあなたらしく生きるために」(性的マイノリティと人権) <p>人権週間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権原画ポスター展示 ・中学生人権作文コンテスト優秀作品をCDに録音し市内公立中学校等へ配布 ・本庁舎前懸垂幕の掲示 ・ハートフルヒューマンフェスティバル2016開催 <p>人権擁護委員及び、その活動があまり知られていないため、広報活動を工夫し、周知していく。</p>
個別課題20 被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更生支援								
25	家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催	男女共同参画課 福祉政策課 介護福祉課 障害者支援課 子育て支援課	DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、連携を強化します。	家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催回数	2回	2回	十分達成できた	<p>要綱に基づき、ネットワーク会議を開催し、事例の対応、問題点、課題等について情報共有を図った。</p> <p>関係機関、関係部署と共通認識、共通理解を持ち、更に被害者支援を充実させることができるよう、ネットワーク会議を通じて関係部署と連携を強化していく。</p>
主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進								
個別課題21 国際的な協調と相互協力の推進								
個別課題22 在住外国人と共に目指す男女共同参画社会								
26	【新規】相互理解のための啓発・交流事業	男女共同参画課	在住外国人と日本人が互いの生活や文化を理解・尊重し、各種活動に参画でき、安心して暮らしやすい地域社会をつくるため、関係部署・関係機関等と連携し、多様な生き方を認め合える意識啓発や交流活動を行います。	在住外国人との交流活動実施回数	1回	1回	十分達成できた	<p>地域で活動するNPO法人と連携し、在住外国人親子の異文化交流を目的とした家族での参加型講座を行った。</p> <p>参加人数 大人15人、子ども13人</p> <p>講座に参加した在住外国人が、地域に溶け込めるきっかけとなる講座を企画していく。</p>

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	28年度目標	28年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備								
個別課題23 推進体制の充実								
27	男女共同参画センター登録団体等との共同事業の実施	男女共同参画課	地域での男女共同参画を推進するため、男女共同参画センターを利用し、積極的に男女共同参画を推進する活動を行っている登録団体等と共同事業を実施します。	男女共同参画センター登録団体等との共催事業の実施回数	5回	(5事業) 10回	十分達成できた	共催事業として、5事業実施した。 ①ハッピーライフ&キャリアフェスタ(ハピキャリアフェスタ実行委員会)=1回(参加人数 250人) ②～あなたと私の男女共同参画～「健全な食生活1人ひとりに「食」をつけましょう」(市川女性の集い連絡会)=1回(参加人数 70人) ③女性のための情報&アートスペースペルヴィ(ウイル市川)=6回(参加人数 26人) ④市民公開講座「作家が描いた日本の豊かな食生活」(ナルク市川)=1回(参加人数 79人) ⑤市民公開講座「人は百年働く車です。だからお手入れが大事です 生活習慣病の防止のために」(ナルク市川)=1回(参加人数 29人)
28	男女共同参画に関する情報収集	男女共同参画課	千葉県や近隣市等と連携を図りながら、男女共同参画の推進に関し、情報収集や情報交換を行い、地域における男女共同参画の推進に努めます。	—	—	—	概ね達成できた	千葉県内の男女共同参画センターに関する連絡会議や男女共同参画行政に関する会議に出席し、他市と男女共同参画に関する情報交換を行った。 その他、千葉・葛南地域で活動する千葉県男女共同参画地域推進員の事業や事業の報告会にも参加し、近隣市との情報交換を行った。 参考になる県や近隣市の取り組みは、積極的に取り入れ男女共同参画センターの運営や啓発活動等に活かしていく。
個別課題24 計画の進行管理の充実								
29	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	男女共同参画課	男女共同参画社会の実現を推進するために、男女共同参画に関する市民意識の変化を把握できる市民意識調査を実施します。	社会全体において、「男女の地位は平等である」と考える人の割合	20%	14.0% (e-モニターアンケート)	概ね達成できた	男女共同参画に関する市民の意識や認識度を把握するため、e-モニター制度によるアンケートを実施した。 「夫は外で働き、妻は家を守るほうがよい」に賛成の割合は42.2%であり前回調査(42.3%)と同程度の結果であった。 男女が互いの人権を尊重して責任をわかち合い、個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の推進状況を把握していくため市民意識調査を継続していく。

■ 事業報告書

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	市川市女性人材登録台帳の活用			No.	1
				所管課	男女共同参画課
事業概要	市役所内のあらゆる分野に男女双方の意見を反映させることを目的とし、市民等へ市川市女性人材登録台帳を周知し、意欲や知識、能力のある女性に市川市女性人材登録台帳への登録を呼びかけ、審議会等への女性登用促進のため、また、講座や講演会等の講師としての登用など、活用を図ります。				
項目	年度	目標 女性人材登録台帳への登録者数			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)	
所管課自己評価	—	十分達成できた	やや不十分だった	やや不十分だった	
目標数値	—	60人	70人	80人	
実績	50人	62人 平成27年3月31日現在	63人 平成28年3月31日現在	73人 平成29年3月31日現在	
取組状況	男女共同参画センターで開催された講座やセミナーの講師や参加者に女性人材登録台帳への登録を依頼し、新規登録者を増やした。平成26年3月末日時点で、登録人数は54名であった。	市公式Webサイトで女性人材登録台帳の登録を呼びかけた。平成27年3月末の登録人数は62人。	男女共同参画センターで開催された講座やセミナーの講師、関連団体の関係者に女性人材登録台帳への登録を依頼し、新規登録者を増やした。		
男女共同参画の視点から見た効果	様々な分野において知識や能力のある女性を活用することにより、政策・方針決定の過程に多様な視点が盛り込まれる。	様々な分野において知識や能力のある女性を活用することにより、政策・方針決定の過程に多様な視点が盛り込まれる。	様々な分野において知識や能力のある女性を活用することにより、政策・方針決定の過程に多様な視点が盛り込まれる。		
今後の課題等	登録者をさらに増やすとともに、市役所内の各課に女性人材登録台帳を周知し、積極的に活用してもらえるよう、働きかける。	登録者をさらに増やすとともに、庁内各課に女性人材登録台帳の活用を働きかける。	各方面に声をかけ、登録者をさらに増やすとともに、庁内各課に女性人材登録台帳の活用を働きかける。		

■ 事業報告書

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	[重点] 審議会等への女性委員の参画推進			No.	2
				所管課	男女共同参画課
事業概要	審議会等において男女がともに参画できるよう、「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」に基づき、女性委員割合が少ない審議会等の担当部署に対し、女性委員を積極的に登用するよう担当部署に対し要請を行います。				
項目	年度	目標 審議会等の女性委員割合			
	現状 (平成25年4月)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)	
所管課自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた	やや不十分だった	
目標数値	—	32%	34%	36%	
実績	28.2%	31.3% 平成27年4月1日現在	31.3% 平成28年4月1日現在	31.5% 平成29年4月1日現在	
取組状況	平成26年4月1日現在の調査結果(女性委員の割合28.8%)に基づき、目標数値に達していない審議会等について、改善計画書の提出を求めた。平成27年4月1日現在の調査では、委嘱している審議会等51のうち、女性委員のいない審議会等は4であった。	平成27年4月1日現在の調査結果(女性委員の割合31.3%)に基づき、目標数値に達していない審議会等について、改善計画書の提出を求めた。平成28年4月1日現在の調査では、委嘱している審議会等51のうち、女性委員のいない審議会等は3であった。	平成28年4月1日現在の調査結果(女性委員の割合31.3%)に基づき、目標数値に達していない審議会等について、改善計画書の提出を求めた。平成29年4月1日現在の調査では、委嘱している審議会等52のうち、女性委員のいない審議会等は4であった。		
男女共同参画の視点から見た効果	政策・方針決定過程に男女が共に参画することにより、視点が多様になる。	政策・方針決定過程に男女が共に参画することにより、視点が多様になる。	政策・方針決定過程に男女が共に参画することにより、視点が多様になる。		
今後の課題等	市川市女性人材登録台帳の活用を庁内担当部署に要請するとともに、女性委員登用の意義について周知を図る。	市川市女性人材登録台帳の活用を庁内担当部署に要請するとともに、女性委員登用の意義について周知を図る。	市川市女性人材登録台帳の活用を庁内担当部署に要請するとともに、女性委員登用の意義について周知を図る。	市川市女性人材登録台帳の活用を庁内担当部署に要請するとともに、女性委員登用の意義について周知を図るほか、各審議会等の委員改選時期を把握し、適切な時に、直接要請していく。	

■ 事業報告書

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	[重点][新規] 市女性職員の管理職登用促進			No.	3
				所管課	男女共同参画課
事業概要	市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ない現状を踏まえ、政策・方針決定過程に男女がともに参画することにより市役所内を活性化させ、多様な発想を取り入れバランスの取れた効果的で高品質な行政サービスを提供できるよう、市女性職員の管理職登用を積極的に進めます。				
項目	年度	目標 市女性職員の管理職割合			
	現状 (平成25年4月)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)	
所管課自己評価	—	十分達成できた	概ね達成できた	やや不十分だった	
目標数値	—	16%	18%	20%	
実績	15.2%	16.0%	17.3%	16.9%	
取組状況	女性職員のキャリア意識の向上と管理職昇任試験受験の促進を図るため、女性副主幹研修を2回、女性主幹研修を1回実施した。主幹職選考試験の女性受験割合は、6.6%であり、前年度より減少した。また、課長職選考試験の女性受験者は7名、受験割合は20.0%で前年度より増加した。	女性職員の上位職への意識啓発として、副主幹3～4年目を対象とした研修を2回、主査3～4年目を対象とした研修を1回実施したが、主幹職選考試験の女性受験割合が前年度より減少した。また、課長職選考試験の女性受験者は9名、受験割合は22.0%で前年度より増加した。	女性職員の上位職昇任への意識啓発として、副主幹2～6年目、主査職2年目以降の「女性職員研修」未受講者を対象とした研修をそれぞれ1回実施した。主幹職選考試験の女性受験者は7名、受験割合は16.7%で前年度より減少した。		
男女共同参画の視点から見た効果	管理職の女性割合が増えることで、多様な発想が生まれる。	管理職の女性割合が増えることで、多様な発想が生まれる。	管理職の女性割合が増えることで、多様な発想が生まれる。		
今後の課題等	女性管理職登用促進に向けて、職員がキャリアを意識しながら業務に取り組むことができるよう、女性職員研修を行い、まずは、女性職員の昇任試験受験率を上げる必要がある。	女性管理職登用促進に向けて、職員がキャリアを意識しながら業務に取り組むことができるよう、女性職員研修を行い、まずは、女性職員の昇任試験受験率を上げる必要がある。	庁内全体で働きやすい職場環境を整備すると同時に、女性管理職登用促進に向けて、職員がキャリアを意識しながら業務に取り組むことができるよう、女性職員研修を行い、女性職員の昇任試験受験率を上げる。		

■ 事業報告書

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	[新規] 市職員への男女共同参画に関する研修の実施			No.	4
				所管課	男女共同参画課
事業概要	市職員が男女共同参画の意識を持ち、個性と能力を活かして市役所内を活性化させることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。				
項目	年度	目標 市職員への男女共同参画に関する研修の実施回数			
	現状 (平成25年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)	
所管課自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	3回	3回	3回	
実績	3回	4回	4回	4回	
取組状況	新規採用職員の初任者研修のなかで、男女共同参画に関する取り組みについて研修を実施した。また、女性職員研修の中で男女共同参画の必要性について研修を実施した。	新規採用職員の研修において、男女共同参画に関する研修を実施した。また、女性職員研修の中で男女共同参画の必要性について研修を実施した。	新規採用職員の研修において、男女共同参画に関する研修を実施した。また、女性職員研修の中で男女共同参画の必要性について研修を実施した。	新規採用職員の研修において、男女共同参画に関する研修を実施した。また、女性職員研修の中で男女共同参画の必要性について研修を行い、ワークライフ・バランスセミナーでは、市の管理職を受講対象とした。	
男女共同参画の視点から見た効果	新規採用職員研修の中で男女共同参画に関する研修を行うことで、早期より男女共同参画の視点をもった行政運営が図られる。	新規採用職員研修の中で男女共同参画に関する研修を行うことで、早期より男女共同参画の視点をもった行政運営が図られる。	新規採用職員研修の中で男女共同参画に関する研修を行うことで、早期より男女共同参画の視点をもった行政運営が図られる。	新規採用職員研修の中で男女共同参画に関する研修を行うことで、早期より男女共同参画の視点をもった行政運営が図られる。	
今後の課題等	全ての市職員が男女共同参画に関する研修の機会が得られるようにするため、研修時期や研修方法を工夫する必要がある。	全ての市職員が男女共同参画に関する研修の機会が得られるようにするため、研修時期や研修方法を工夫する必要がある。	全ての市職員が男女共同参画に関する研修の機会が得られるようにするため、研修時期や研修方法を工夫する必要がある。	全ての市職員が男女共同参画に関する研修を受ける機会が得られるようにするため、研修時期や研修方法を工夫する必要がある。特に男性職員への研修機会の確保をする必要がある。	

■ 事業報告書

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題2 市民活動における男女共同参画に向けた支援

事業名	男女共同参画センター使用団体の活動促進			No.	5
				所管課	男女共同参画課
事業概要	男女共同参画センターは男女共同参画社会を推進するための拠点施設であることを利用団体へ周知し、継続して利用してもらうことにより、地域での男女共同参画を推進します。また、施設の有効活用のため、新規使用団体を増やすための広報を積極的に行います。				
年度 項目	目標	男女共同参画センター利用率			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた	概ね達成できた	
目標数値	—	51%	52%	53%	
実績	50.8%	49.5%	50.6%	49.6%	
取組状況	センターの利用団体数は、延べ6,342団体。講座等の参加者へ男女共同参画センターの利用について案内したり、男女共同参画センター情報紙により利用促進に努めた。	センターの利用団体数は、延べ6,499団体。講座等の参加者へ男女共同参画センターの利用について案内したり、男女共同参画センターの利用促進を図るためパンフレットを関連施設に配布した。	センターの利用団体数は、延べ6,635団体(述べ利用者数64,248人)。講座等の参加者へ男女共同参画センターの利用について案内するとともに、男女共同参画センターの利用促進を図るためパンフレットを関連施設に配布した。		
男女共同参画の視点から見た効果	市民に男女共同参画社会づくりの意識啓発を行い、活動場所を提供する。	市民に男女共同参画社会づくりの意識啓発を行い、活動場所を提供する。	市民に男女共同参画社会づくりの意識啓発を行い、活動場所を提供する。		
今後の課題等	利用率の低い時間帯の利用を促進する。	利用率の低い時間帯の利用を促進する。	男女共同参画センター使用料の値上げがあったが、利用率は横ばい、利用人数は増加であった。利用率の低い時間帯の利用を促進する。		

■ 事業報告書

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題2 市民活動における男女共同参画に向けた支援

事業名	市民等への男女共同参画情報の発信			No.	6
				所管課	男女共同参画課
事業概要	市民等が男女共同参画を理解し、地域で男女共同参画を推進できるよう、広報紙や市公式Webサイト等により男女共同参画に関する情報を提供します。				
年度 項目	目標	—			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた	概ね達成できた	
目標数値	—	—	—	—	
実績	—	12回 (ウイズレター発行数)	5回 (ウイズレター発行数)	4回 (ウイズレター発行数)	
取組状況	男女共同参画センター情報紙を発行するとともに、広報紙いちかわや市公式Webサイトにおいて、男女共同参画に関する情報を発信したり、男女共同参画センターで開催される講座やイベントについての情報発信を行った。	男女共同参画センター情報紙を5回発行したほか、「男女共同参画週間」「DV防止強化月間」「人権週間」に合わせ広報紙いちかわや市公式Webサイトで情報発信したり、男女共同参画センターで開催される講座やイベントについての情報発信を行った。	男女共同参画センター情報紙を4回発行したほか、「男女共同参画週間」「DV防止強化月間」「人権週間」に合わせ広報紙いちかわや市公式Webサイトで情報発信したり、男女共同参画センターで開催される講座やイベントについての情報発信を行った。		
男女共同参画の視点から見た効果	様々な手段で男女共同参画に関する情報発信を行うことで、男女共同参画に関する理解が進む。	様々な手段で男女共同参画に関する情報発信を行うことで、男女共同参画に関する理解が進む。	様々な手段で男女共同参画に関する情報発信を行うことで、男女共同参画に関する理解が進む。		
今後の課題等	広報紙や市公式Webサイト以外の媒体を利用した情報発信手段を取り入れていく。	広報紙や市公式Webサイト以外の媒体を利用した情報発信手段を取り入れていく。	デジタルサイネージ等広報紙や市公式Webサイト以外の媒体を利用した情報発信手段を取り入れていく。		

■ 事業報告書

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

事業名	男女共同参画センターにおける講演会の実施			
	No.	7		
		所管課	男女共同参画課	
事業概要	市民等が男女共同参画を理解し地域で男女共同参画を推進できるよう、男女共同参画センターにおいて、講演会を主催したり、男女共同参画センター登録団体等との共催により実施します。			
項目	年度	目標 男女共同参画センター主催・共催講演会の参加者数		
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	—	350人	350人	350人
実績	266人	370人	504人	785人
取組状況	「防災セミナー」「女性起業 チャレンジフェスタinいち かわ」「女性・高齢者再デ ビュー推進フォーラム」を 共催事業として開催した ほか、子育て支援課と連 携して「WLB検定&バ ルーンアート体験」を開催 した。 参加率は66.1%(定員560 人)。	主催事業「ワーク・ライフ・ バランスセミナー」、「セク シャルマイノリティに関す る講演会」を実施したほ か、男女共同参画セン ターの利用団体と共催講 座や講演会を実施した。 6事業 (主催 2事業 共催 4事 業 参加 504人)	主催事業「ワーク・ライフ・ バランスセミナー」、「セク シャルマイノリティに関す る講演会」を実施したほ か、男女共同参画セン ターの利用団体と共催講 座や講演会を実施した。 6事業 (主催 2事業 共催 4事 業 参加 785人)	主催事業「ワーク・ライフ・ バランスセミナー」、「セク シャルマイノリティに関す る講演会」を実施したほ か、男女共同参画セン ターの利用団体と共催講 座や講演会を実施した。 6事業 (主催 2事業 共催 4事 業 参加 785人)
男女共同参画の視点から見た 効果	様々な講演会を開催する ことで、男女共同参画に 関心がない人にも男女共 同参画センターの取り組 みを広く周知できる。	様々な講演会を開催する ことで、男女共同参画に 関心がない人にも男女共 同参画センターの取り組 みを広く周知できる。	様々な講演会を開催する ことで、男女共同参画に 関心がない人にも男女共 同参画センターの取り組 みを広く周知できる。	様々な講演会を開催する ことで、男女共同参画に 関心がない人にも男女共 同参画センターの取り組 みを広く周知できる。
今後の課題等	集客を工夫しながら、男女 共同参画センター利用団 体や庁内関係部署と連携 し、講演会等を開催して いく。	集客を工夫しながら、男女 共同参画センター利用団 体や庁内関係部署と連携 し、講演会等を開催して いく。	集客を工夫しながら、男女 共同参画センター利用団 体や庁内関係部署と連携 し、講演会等を開催して いく。	集客増加に向けて工夫し ながら、男女共同参画セ ンター利用団体や庁内関 係部署と連携し、講演会 等を開催していく。

■ 事業報告書

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

事業名	男女共同参画センターロビーの充実・活用			
	No.	8		
		所管課	男女共同参画課	
事業概要	男女共同参画センターのロビーを利用団体相互の情報交換の場として利用できるよう、整理し充実させます。また、男女共同参画に関する講座開催や国・県・関係機関等の資料を配置して情報提供を行います。			
項目	年度	—		
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	十分達成できた	概ね達成できた
目標数値	—	—	—	—
実績	—	—	—	—
取組状況	利用団体が情報発信でき る「情報交換ボックス」を 整備するとともに、「男女 共同参画コーナー」や 「国・県のお知らせコー ナー」を設置し、関係資料 を分野別に配置した。	利用団体、一般市民の 方々の打合せ等にロビー を提供。毎月1回、ロビー の一部で女性の社会進 出、起業などについてゲ ストを迎え、経験や将来の展 望を聞くなどする座談会形 式の講座「いち☆カフェ@ ウイズ」を実施。 センター使用団体または 一般市民の方々の打合せ 等にロビーを提供。 国、県、他市の情報チラシ を配架、ポスターの掲示、 使用団体の情報交換に活 用。	毎月1回、ロビーの一部を 使用し、仕事と家庭のバラ ンスをとりながら起業して いる先輩の方などをゲスト に迎え、経験や将来の展 望を聞くなどする座談会形 式の講座「いち☆カフェ@ ウイズ」を実施。 センター使用団体または 一般市民の方々の打合せ 等にロビーを提供。 国、県、他市の情報チラシ を配架、ポスターの掲示、 使用団体の情報交換に活 用。	毎月1回、ロビーの一部を 使用し、仕事と家庭のバラ ンスをとりながら起業して いる先輩の方などをゲスト に迎え、経験や将来の展 望を聞くなどする座談会形 式の講座「いち☆カフェ@ ウイズ」を実施。 センター使用団体または 一般市民の方々の打合せ 等にロビーを提供。 国、県、他市の情報チラシ を配架、ポスターの掲示、 使用団体の情報交換に活 用。
男女共同参画の視点から見た 効果	市民による男女共同参画 社会に向けた活動を支援 できる。	市民による男女共同参画 社会に向けた活動を支援 できる。	市民による男女共同参画 社会に向けた活動を支援 できる。	市民による男女共同参画 社会に向けた活動を支援 できる。
今後の課題等	「情報交換ボックス」の効 果的な利用を推進し、男 女共同参画センターのロ ビーが利用者の交流の場 となるよう、さらに周知を 行う。	利用者が固定化傾向にあ ることから新規利用者を 増やすため男女共同参画 センターのロビーの利用 についてPRしていく。	利用者が固定化傾向にあ ることから新規利用者を 増やすため男女共同参画 センターのロビーの利用 についてPRしていく。	団体だけでなく、個人も活 用できるロビーの配置を 工夫し、利用者の範囲拡 大につなげる。

■ 事業報告書

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

事業名	「ヒューマンフェスタいちかわ」による人権啓発			No.	9
				所管課	男女共同参画課
事業概要	人権に関する情報の広報・啓発を行います。				
項目	年度	「ヒューマンフェスタいちかわ」への来場者数			
	目標				
項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)	
	所管課 自己評価	—	やや不十分だった	概ね達成できた	概ね達成できた
項目	目標数値	—	360人	380人	400人
項目	実績	350	240人	332人	352人
取組状況	人権週間中の12月7日(日)ヒューマンフェスタいちかわ2014を開催、講師は市川市出身の元プロ野球選手G.G.佐藤氏。演題「妄想のすすめ」～諦めないで夢をつかむには～参加者へのアンケートでは、98%の方が「良かった」という結果だった。		人権週間中の12月5日(土)ヒューマンフェスタいちかわ2015を開催、講師は盲目のヴァイオリニスト穴澤雄氏。演題「見えなくなったら、希望が見えた」参加者へのアンケートでは、99%の方が「良かった」という結果だった。		人権週間中の12月10日(土)ハートフルヒューマンフェスタいちかわ2016を開催。講師はオーボエ奏者荒絵理子氏。演題「多くの方に支えられて」参加者へのアンケートでは、93%の方が「良かった」という回答だった。
男女共同参画の視点から見た効果	毎年12月4日から10日の人権週間期間中にイベントを開催することで、人権意識の高揚が図られる。		毎年12月4日から10日の人権週間期間中にイベントを開催することで、人権意識の高揚が図られる。		毎年12月4日から10日の人権週間期間中にイベントを開催することで、人権意識の高揚が図られる。
今後の課題等	人権イベントに関するPRを積極的に行うほか、教育委員会と連携し、集客を図る。		人権イベントに関するPRを積極的に行うほか、教育委員会と連携し、集客を図る。		人権イベントに関するPRを積極的に行うほか、教育委員会と連携し、集客を図る。

■ 事業報告書

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

事業名	[新規] 市職員への男女共同参画に関する情報の発信			No.	10
				所管課	男女共同参画課
事業概要	職員一人ひとりが男女共同参画を理解し、市役所内から男女共同参画を推進できるよう、市職員へ男女共同参画に関する情報を発信します。				
項目	年度	市職員への男女共同参画情報の発信回数			
	目標				
項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)	
	所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
項目	目標数値	—	4回	4回	4回
項目	実績	—	4回	4回	4回
取組状況	平成25年8月に市職員向けに創刊した男女共同参画センター情報紙を庁内メールで配信。平成27年度は、性的マイノリティを特集し4回配信した。		市職員向け男女共同参画センター情報紙を庁内メールで配信。平成27年度は、性的マイノリティを特集し4回配信した。		市職員向け男女共同参画センター情報紙を全4回配信した。(男女共同参画週間、男性育児休業、人権擁護委員、LGBT)
男女共同参画の視点から見た効果	市職員が男女共同参画に関する情報を得て、理解することで、行政運営に男女共同参画の視点を取り入れることができる。		市職員が男女共同参画に関する情報を得て、理解することで、行政運営に男女共同参画の視点を取り入れることができる。		市職員が男女共同参画に関する情報を得て、理解することで、行政運営に男女共同参画の視点を取り入れることができる。
今後の課題等	市職員に対して男女共同参画に関する情報発信を継続していく必要がある。		男女共同参画に関する時事的な情報について市職員へ発信を継続していく。		男女共同参画に関する時事的な情報について市職員への発信を継続していく。

■ 事業報告書

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題4 就学前教育における男女平等教育の推進

事業名	[新規] 市内の保育園や幼稚園等職員への男女共同参画啓発			No.	11
	所管課	男女共同参画課			
事業概要	市内の保育園や幼稚園等に勤務する職員へ、男女共同参画の推進に関する啓発を行います。				
項目	年度	市内の保育園や幼稚園等職員への男女共同参画啓発活動の回数			
	目標	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
所管課自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	1回	1回	1回	
実績	—	1回	1回	1回	
取組状況	男女共同参画センター情報紙の号外版を市内の保育園や幼稚園に対して発送し、啓発を行った。	男女共同参画センター情報紙の号外版を市内の保育園や幼稚園に対して発送し、啓発を行った。平成27年度は、積極的な取組みを行っている市内幼稚園園長のコメントを掲載した。	男女共同参画センター情報紙の号外版を市内の保育園や幼稚園に対して発送し、啓発を行った。併せて、各保育園に向けて男女共同参画センターの情報紙を配布し、保育園関係者に向けて啓発を行った。	市立保育園の園長会議で、市川市の外国籍市民が増えている状況を説明し、家族同士での異文化交流を目的とした、男女共同参画センターのイベントを紹介した。	
男女共同参画の視点から見た効果	就学前のこどもの教育・保育現場で働く職員に男女共同参画の啓発を行うことで、差別のない教育・保育が推進できる。	就学前のこどもの教育・保育現場で働く職員に男女共同参画の啓発を行うことで、差別のない教育・保育が推進できる。	就学前のこどもの教育・保育現場で働く職員に男女共同参画の啓発を行うことで、差別のない教育・保育が推進できる。	就学前のこどもの教育・保育現場で働く職員に男女共同参画の啓発を行うことで、差別のない教育・保育が推進できる。	
今後の課題等	男女共同参画センター情報紙による啓発を継続していく。	男女共同参画センター情報紙による啓発を継続していく。	男女共同参画センター情報紙による啓発を継続していく。	男女共同参画センター情報紙による啓発を継続していく。	

■ 事業報告書

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題5 学校教育における男女平等教育の推進

事業名	[新規] 人権教室の実施			No.	12
	所管課	男女共同参画課			
事業概要	児童が他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育てよう、市川人権擁護委員が小学生(市立小学校39校)を対象とした人権教室を実施します。				
項目	年度	人権教室の実施校数			
	目標	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
所管課自己評価	—	概ね達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	33校	36校	39校	
実績	30校	30校	39校	39校	
取組状況	人権擁護委員が公立小学校30校から依頼を受けて実施した。また、市立保育園1園でも人権擁護委員による人権啓発活動を実施した。	人権擁護委員が公立小学校39校から依頼を受けて実施した。また、市立幼稚園1園でも人権擁護委員による人権啓発活動を実施した。	人権擁護委員が公立小学校39校から依頼を受けて実施した。また、市立幼稚園1園でも人権擁護委員による人権啓発活動を実施した。	人権擁護委員が公立小学校39校から依頼を受けて実施した。また、市立幼稚園1園でも人権擁護委員による人権啓発活動を実施した。	
男女共同参画の視点から見た効果	他人の痛みを理解できる心、思いやりの心が育まれるよう人権擁護委員が、親身に指導することで、児童の人権意識の高揚につながる。	身近な人の痛みを理解できる心が育まれるよう人権擁護委員が、親身に指導することで、児童の人権意識の高揚につながる。	身近な人の痛みを理解できる心が育まれるよう人権擁護委員が、親身に指導することで、児童の人権意識の高揚につながる。	身近な人の痛みを理解できる心が育まれるよう人権擁護委員が、親身に指導することで、児童の人権意識の高揚につながる。	
今後の課題等	児童が在学中に1度は人権教室を体験できるよう学校と連携しながら実施に努める。	児童が在学中に人権教室を体験できるよう学校と連携しながら実施に努める。	児童が在学中に人権教室を体験できるよう学校と連携しながら実施に努める。	児童が在学中に人権教室を体験できるよう学校と連携しながら実施に努める。	

■ 事業報告書

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題5 学校教育における男女平等教育の推進

事業名	[新規] 人権講演会の実施			No.	13
				所管課	男女共同参画課
事業概要	人権の尊さについて理解してもらえよう、市川人権擁護委員が中学生(市立中学校16校)を対象とした人権講演会を実施します。				
項目	年度	人権講演会の実施校数			
	目標	現状(平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度(第5次実施計画最終年度)
所管課自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	—	2校	2校	2校	2校
実績	2校	2校	2校	2校	2校
取組状況	人権擁護委員のうち弁護士委員2名が第二中学校と第三中学校で「いじめをなくすために」、「人権について」の演題でそれぞれ講演会を実施した。	人権擁護委員のうち弁護士委員2名が第一中学校と妙典中学校で「東日本大震災と人権」、「いじめや虐待をみんなでなくそう」の演題でそれぞれ講演会を実施した。	人権擁護委員のうち弁護士委員2名が南行徳中学校と塩浜学園で「人権って、なんだろ？僕たちの人権、私たちの人権」、「高齢者を大切にしよう」の演題でそれぞれ講演会を実施した。		
男女共同参画の視点から見た効果	人権擁護委員による講演会であり、人権の尊重について学ぶ機会となる。	人権擁護委員による人権をテーマとした講演会を行うことで、人権の尊さについて学ぶ機会となる。	人権擁護委員による人権をテーマとした講演会を行うことで、人権の尊さについて学ぶ機会となる。		
今後の課題等	人権擁護委員と公立中学校との連携を深め、いじめ等学校での課題を取り入れながら講演会を実施していく。	人権擁護委員と公立中学校との連携を深め、いじめ等学校での課題を取り入れながら講演会を実施していく。	人権擁護委員と公立中学校との連携を深め、いじめやSNS等学校での課題を取り入れながら講演会を実施していく。		

■ 事業報告書

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題6 家庭における男女平等教育の推進

事業名	[新規] 男女共同参画センターにおける父子向け講座等の実施			No.	14
				所管課	男女共同参画課
事業概要	家族一人ひとりが協力し支え合う意識を持って家庭生活を営むことができるよう、男女共同参画センターにおいて、父子で参加する主催事業や共催事業を実施します。				
項目	年度	男女共同参画センター主催・共催の父子向け講座の実施回数			
	目標	現状(平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度(第5次実施計画最終年度)
所管課自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	—	1回	1回	1回	1回
実績	1回	1回	1回	1回	1回
取組状況	父と子でひとつのデコレーションケーキと豚汁とおむすび作りを体験しながら、普段できない作業を通じて、家族がお互いに協力し合えるような講座となった。	父子向けの講座として「親子DEクッキング ～父子でクリスマスケーキを作ろう～」と題して料理教室を開催。デコレーションケーキや豚汁、おにぎりを作った。参加人数 19人	父子向け講座「親子DEクッキング ～父子でクリスマスケーキを作ろう～」と題して料理教室を開催。デコレーションケーキや豚汁、おにぎりを作った。参加人数 16人		
男女共同参画の視点から見た効果	親子での協働作業体験が、家事に対する意識であったり、子どもとの係わり合い方など、見直す機会になる。	ひとつの作品を共同作業で作上げる経験が、父親の家庭における子育てへの参加、家事への関心、協力など意識改革につながる。	父子での料理作りをとおして、父親の家事・育児参加のきっかけとなる機会を提供することで、家庭生活中、協力し支えあう意識の醸成が図られる。		
今後の課題等	年末に親子DEクッキングを開催しているが、他の講座への展開の可能性も検討していく。	今後も料理教室のほか、新たな視点も取り入れ、父子向けの講座の開催を検討していく。	より多くの親子に協働作業をしながら楽しめる講座など内容を工夫していく。		

■ 事業報告書

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題6 家庭における男女平等教育の推進

事業名	[新規] 家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施			No.	15
				所管課	男女共同参画課
事業概要	様々な活動を通じて、個性や能力に応じた子どもの育成や家族とのかかわり等について学ぶ機会である家庭教育学級と連携した男女共同参画に関する事業を実施します。				
項目	年度	目標 家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施回数			
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
所管課自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	1回	1回	1回	
実績	—	5回	3回	2回	
取組状況	家庭教育学級の「共通講座」と連携し、男女共同参画課が行う「ウイズ・カレッジ14」「ワーク・ライフ・バランスセミナー」「ヒューマンフェスタいちかわ2014」「女性起業チャレンジフェスタ」「防災セミナー」の開催についてお知らせし、各種講演会などの参加の呼びかけを行った。	男女共同参画課が開催する「ウイズ・カレッジ15」や「ワーク・ライフ・バランスセミナー」、「ヒューマンフェスタいちかわ2015」等を家庭教育学級の「共通講座」に指定、開催についてお知らせし、参加の呼びかけを行った。	男女共同参画課のイベントで、家族や子育てについて考える機会となる「ワーク・ライフ・バランスセミナー」や「ハートフル・ヒューマンフェスタいちかわ2016」を家庭教育学級の「共通講座」とし、参加の呼びかけを行った。家庭教育学級からの参加実績は、「ワーク・ライフ・バランスセミナー」が8人、「ハートフル・ヒューマンフェスタいちかわ2016」が23人であった。		
男女共同参画の視点から見た効果	社会生活を営む上で最小かつ最も基礎的な集団である家庭への働きかけができる。	社会生活を営む上で最小かつ最も基礎的な集団である家庭への働きかけができる。	社会生活を営む上で最小かつ最も基礎的な集団である家庭への働きかけができる。		
今後の課題等	今後も、家庭教育学級の「共通講座」と連携し、家庭内での男女共同参画、平等教育に関する講座を企画していく。	今後も、家庭教育学級と連携し、家庭内での男女共同参画、平等教育に関する講座を企画していく。	今後も、家庭教育学級と連携し、家庭内での男女共同参画、平等教育に関する講座への参加を呼びかけていく。		

■ 事業報告書

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題7 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進

事業名	男女共同参画に関する講座等の実施			No.	16
				所管課	男女共同参画課
事業概要	男女共同参画社会の実現に向けた講座等を男女共同参画センター主催で行ったり、登録団体等との共催により実施します。また、男女共同参画センターの更なる周知や若年層の利用促進に向けた分野の講座も実施します。				
項目	年度	目標 男女共同参画に関する講座等の実施回数			
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
所管課自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	6回	6回	6回	
実績	6回	17回	16回	15回	
取組状況		主催講座を11回、共催講座を6回開催した。参加者アンケートによる満足度は86.9%であった。	主催講座を10回、共催講座を6回開催した。参加者アンケートによる満足度は89.2%であった。	主催講座を10回、共催講座を5回開催した。参加者アンケートによる満足度は87.8%であった。	
男女共同参画の視点から見た効果		講座参加者が男女共同参画の意識を持つことにより、家庭や地域での男女共同参画の推進につながる。	講座参加者が男女共同参画の意識を持つことにより、家庭や地域での男女共同参画の推進につながる。	講座参加者が男女共同参画の意識を持つことにより、家庭や地域での男女共同参画の推進につながる。	
今後の課題等		利用が少ない若年層や男性などを含め幅広い世代の参加を促す講座を取り入れていく。	利用が少ない若年層や男性などを含め幅広い世代の参加を促す講座を取り入れていく。	利用が少ない若年層や男性などを含め幅広い世代の参加を促す講座を取り入れていく。	

■ 事業報告書

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題7 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進

事業名	情報資料室の充実			No.	17
				所管課	男女共同参画課
事業概要	男女共同参画に関する書籍・情報を収集し、市民が学習できる環境を整えます。				
項目	年度	目標 男女共同参画センター資料閲覧室の利用者数			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	不十分だった	不十分だった	
目標数値	—	800人	800人	800人	
実績	702人	639人	352人	452人	
取組状況	蔵書数は15,956冊。男女共同参画関係の情報誌や、冊子等を収集した。また、男女共同参画センターの講座や講演会のテーマに合う図書の紹介を随時行い、参加を促すなど運動して事業を展開した。	蔵書数は16,146冊。男女共同参画関係の情報誌、国・県・他市町村の情報提供など実施。また、男女共同参画センターの講座や講演会のテーマに合う図書の紹介を随時行い、参加を促すなど運動して事業を展開した。	蔵書数は16,349冊。男女共同参画関係の情報誌、国・県・他市町村の情報提供している。その他、男女共同参画センターで実施する講座や講演会のテーマに合った図書の紹介コーナーをつくり、様々な分野の男女共同参画についての啓発を行った。	平成29年3月末時点での蔵書数は16,349冊。男女共同参画関係の情報誌、国・県・他市町村の情報提供している。その他、男女共同参画センターで実施する講座や講演会のテーマに合った図書の紹介コーナーをつくり、様々な分野の男女共同参画についての啓発を行った。	
男女共同参画の視点から見た効果	男女共同参画センターを利用することにより、家庭や地域での男女共同参画の推進につながる。	情報資料室にて他図書館の本の貸出しを行い、閲覧室を提供することで男女共同参画関係図書の存在を伝えることができる。	情報資料室にて市内の図書館の本の貸出しを行い、利用時に男女共同参画に関する図書をPRし、男女共同参画について啓発することができる。		
今後の課題等	男女共同参画センターの研修室使用のために来館した方等への資料室利用を促す。	利用者については、市川駅南口図書館の開設以降減っている。図書館と連携し社会の動きにあった男女共同参画に関する情報を提供していく。	より多くの方に男女共同参画に関する情報を提供していくため、男女共同参画関連図書の蔵書、資料を収集し、情報提供していく。		

■ 事業報告書

主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現
個別課題8 就業機会の男女平等に向けた支援

事業名	[新規] 男女共同参画センターにおける就労支援に関する講座等の実施			No.	18
				所管課	男女共同参画課
事業概要	個性と能力を活かしながら、仕事と育児・介護・地域活動等のバランスを取ることができるよう、男女共同参画センターにおいて、就労支援に関する主催事業や共催事業を実施します。				
項目	年度	目標 男女共同参画センター主催・共催の就労支援関連講座等の実施回数			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	1回	1回	1回	
実績	1回	2回	2回	2回	
取組状況		就労支援講座の開催をはじめ、女性起業チャレンジフェスタにおいて、就労支援に関するコーナーを設け、キャリアコンサルタントが相談に応じた。また、マザーズハローワークの再就職セミナー開催時に、当センターの会場提供を行った。	仕事と家庭の両立を考え復職や求職を考えているの方を対象に就労支援セミナーを実施した。また、共催事業「ハッピーライフ&キャリアフェスタ」において、就労支援に関するコーナーを設け、キャリアコンサルタントによる相談会を実施した。	仕事と家庭の両立を考え復職や求職を考えている女性を対象に就労支援セミナーを実施した。また、共催事業「ハッピーライフ&キャリアフェスタ」において、就労支援に関するコーナーを設け、相談会を実施した。	
男女共同参画の視点から見た効果		家庭生活と、仕事、育児、介護等の両立が図られる。	家庭生活と、仕事、育児、介護等の両立が図られる。	仕事と家庭生活、育児、介護等との両立が図られる。	
今後の課題等		参加者を増やすために、講座内容・周知方法を工夫する。	参加者を増やすために、講座内容・周知方法を工夫する。	参加者にとって有益な講座となるよう、内容を工夫して開催する。	

■ 事業報告書

主要課題③ ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現
個別課題⑨ 男女共同参画に向けた雇用環境の調整促進

事業名	[重点] 事業者への男女共同参画啓発			No.	19
				所管課	男女共同参画課
事業概要	事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する啓発を行います。				
項目	年度	目標 事業者への男女共同参画啓発活動の回数			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	概ね達成できた	概ね達成できた	
目標数値	—	1回	1回	1回	
実績	1回	1回	1回	1回	
取組状況	商工振興課雇用労政担当室と連携し、市内事業所1,632社に、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発ペーパーを平成27年2月に配布した。	「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を市内女子大学を会場に実施し、企業向け個別相談会も併せて実施した。 平成27年10月17日(土) 参加人数 160人 企業向け相談会 2社	「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を市内女子大学(経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス)を市民、企業、市職員を対象に実施した。 平成28年6月29日(水) 参加人数 303人		
男女共同参画の視点から見た効果	男女共に個性と能力が発揮できる社会づくりにつながる。	男女共に個性と能力が発揮できる社会づくりにつながる。	男女共に個性と能力が発揮できる社会づくりにつながる。		
今後の課題等	さらに啓発を推進するため、庁内外の関係部署と連携し、事業を進める。	さらに啓発を推進するため、庁内外の関係部署と連携し、事業を進める。	さらに啓発を推進するため、庁内外の関係部署や関係団体と連携し、事業を進める。		

■ 事業報告書

主要課題③ ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現
個別課題⑨ 男女共同参画に向けた雇用環境の調整促進

事業名	[重点][新規] 市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進			No.	20
				所管課	男女共同参画課
事業概要	市職員が仕事と育児・介護・地域活動等とのバランスを取るにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、男女それぞれのワーク・ライフ・バランスを推進します。				
項目	年度	目標 市男性職員の育児休業と介護休暇の取得者数			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた	不十分だった	
目標数値	—	5人	10人	15人	
実績	1人	4人	9人	4人	
取組状況	啓発メール(ウイズレター)により、市職員へ、男女のワーク・ライフ・バランスについての啓発を行った。	職員みんなで支え合い計画(第3次市川市役所次世代育成支援行動計画)に基づく、ノー残業月間のキャンペーン等によりワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進した。また、職員課において、若手職員を対象に育児休業に関する説明会を実施した。 育児休業 7人 介護休暇 2人	職員みんなで支え合い計画(第3次市川市役所次世代育成支援行動計画)に基づく、ノー残業月間のキャンペーン等によりワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進した。また、職員課において、若手職員を対象に育児休業に関する説明会を実施した。 育児休業 4人 介護休暇 0人		
男女共同参画の視点から見た効果	市職員が男女共に安心して就労を続けられることにより、ワーク・ライフ・バランスの推進が図られる。	市職員が男女共に安心して就労を続けられることにより、ワーク・ライフ・バランスの推進が図られる。	市職員が男女共に安心して就労を続けられることにより、ワーク・ライフ・バランスの推進が図られる。		
今後の課題等	市職員への啓発メールにより、育児休暇等取得への理解を促す。	市職員一人ひとりが「職員みんなで支え合い計画」の目的と内容について理解し、さらにワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進する。	長時間労働を是正し、休暇が取得しやすい職場環境となるよう「働き方改革」を推進する。		

■ 事業報告書

主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実
個別課題11 生活の場での自立の推進

事業名	[新規] 生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施			No.	21
				所管課	男女共同参画課
事業概要	家庭において、家族一人ひとりが家族の一員として協力し支え合う意識を持てるよう、男性向けの料理教室など、生活の場での自立の推進に向けた講座等を男女共同参画センター主催で行ったり、男女共同参画センター登録団体等との共催により実施します。				
項目	年度	生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施回数			
	目標	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
所管課自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	1回	1回	1回	
実績	1回	2回	2回	1回	
取組状況	<p>主催講座として、男性に料理の基本、楽しさを知ってもらいながら、生活的自立を図る毎年人気の「男性の料理教室」を開催した。共催講座として、NPO法人ナルク市川生きがいつくりの会と潜在力を地域で活かす「女性・高齢者再デビュー推進フォーラム」を開催した。</p> <p>男性の生活の場での自立を推進するため「男性の料理教室」をこの講座受講者が発足させた男性の料理サークル3団体の協力を得て開催した。</p> <p>参加人数 40人(延べ149人)</p> <p>過去に行った「男性の料理教室」から発足した家事、料理関係の3団体の協力を得て、全4回の「男性の料理教室」講座を実施。</p> <p>参加人数 17人(延べ64人)</p>				
男女共同参画の視点から見た効果	<p>誰もが協力し支え合いながら、お互い家族の一員として生活の場での自立の推進が図られる。</p> <p>料理を通して、日々の献立、買出し、調理、食卓までの一連の作業に思いを寄せ、協力的思考を改めて育む効果。</p> <p>生活の場での自立に向けた技術を習得することで、家庭内の性別役割分担意識の解消が図られる。</p>				
今後の課題等	<p>家族が協力し支え合うことができる内容の講座を実施していく。</p> <p>家族が協力し支え合うことができる内容の講座を実施していく。</p> <p>地域とのかかわりの少ない男性が、単身者になっても、周囲の人たちと協力しあえる関係性を構築するためのきっかけ作りとなる講座を検討していく。</p>				

■ 事業報告書

主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実
個別課題15 自立を支援する総合相談事業の推進

事業名	女性のための相談			No.	22
				所管課	男女共同参画課
事業概要	女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、自ら解決方法を見つかることができるよう、関係部署や関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けた相談を女性相談員が行います。				
項目	年度	相談件数			
	目標	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
所管課自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた	概ね達成できた	
目標数値	—	—	—	—	
実績	2,150件	2,691件	1,884件	2,970件	
取組状況	<p>相談員が3人体制で相談にあたるよう採用を行った。26年度採用は3名であったが、退職は2名。平成26年4月～6月5名・7月～10月6名・11月～3月5名体制であった。</p> <p>複雑化、多様化している相談に対応するため専門知識や経験のある相談員の採用に努め、DV相談の体制整備に取り組んだ。</p>				
男女共同参画の視点から見た効果	<p>相談の最終目標は、対象者に自ら問題を解決できる力を持たせることであるため、女性の自立に密接に関係している。</p> <p>相談の最終目標は、対象者に自ら問題を解決できる力を持たせることであるため、女性の自立に密接に関係している。</p> <p>相談の目標は、対象者が自ら問題を解決できる力を持つことであるため、女性の自立に密接に関係している。</p>				
今後の課題等	<p>今後も一般相談・DV相談・法律相談により、様々な相談に対応できるよう、きめ細やかな質の高い相談を行っていく。相談体制を強化していくためにも、幅広い知識を備えた相談員の人材確保に努める。</p> <p>今後も一般相談・DV相談・法律相談により、様々な相談に対応できるよう、きめ細やかな質の高い相談を行っていく。相談体制を強化していくためにも、幅広い知識を備えた相談員の人材確保に努める。</p>				

■ 事業報告書

主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実
個別課題15 自立を支援する総合相談事業の推進

事業名	女性弁護士による女性のための無料法律相談		No.	23
			所管課	男女共同参画課
事業概要	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な女性を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施します。また、法律相談の利用促進のための啓発を行います。			
項目	年度			
	目標	相談件数		
項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
	所管課 自己評価	—	十分達成できた	概ね達成できた
目標数値	—	150件	160件	170件
実績	131件	196件	133件	123件
取組状況	毎週水曜日の午後、1日5人まで実施。 法律相談だけを希望される方以外にも、一般相談やDV相談で法的支援が必要と判断される場合にも法律相談を案内した。	毎週水曜日の午後、1日5人まで実施。 一般相談やDV相談で法的支援が必要と判断される場合にも法律相談を案内した。	毎週水曜日の午後、1日5人まで実施。 一般相談やDV相談で法的支援が必要と判断される場合にも法律相談を案内した。	毎週水曜日の午後、1日5人まで実施。 一般相談やDV相談で法的支援が必要と判断される場合にも法律相談を案内した。
男女共同参画の視点から見た効果	法的支援を柱とした、女性の人権を守るための事業であり、男女共同参画社会の実現に寄与する。	法的支援を柱とした、女性の人権を守るための事業であり、男女共同参画社会の実現に寄与する。	法的支援を柱とした、女性の人権を守るための事業であり、男女共同参画社会の実現に寄与する。	法的支援を柱とした、女性の人権を守るための事業であり、男女共同参画社会の実現に寄与する。
今後の課題等	今年度は、相談件数が増加したが、引き続き相談窓口の啓発に努める。	女性を対象とした女性弁護士による相談窓口である特性を活かし、引き続き相談窓口の啓発に努める。	相談件数が減少している。女性を対象とした女性弁護士による相談窓口である特性を活かし、引き続き相談窓口の啓発に努める。	

■ 事業報告書

主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶
個別課題19 暴力を許さない社会の基盤づくり

事業名	市民等への人権啓発情報の発信		No.	24
			所管課	男女共同参画課
事業概要	人権擁護委員の日(6月1日)や人権週間(12月4日～10日)を中心に、広報等で啓発活動を行います。			
項目	年度			
	目標	—		
項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
	所管課 自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた
目標数値	—	—	—	—
実績	—	人権擁護委員の日、人権週間に実施した各事業を広報に掲載	人権擁護委員の日、人権週間に実施した各事業を広報に掲載	人権擁護委員の日、人権週間に実施した各事業を広報に掲載
取組状況	人権擁護委員の日 ・人権擁護委員による1日特設相談 ・映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」上映中 人権週間 ・人権原画ポスター展示 ・中学生人権作文コンテスト優秀作品市川FM放送 ・本庁舎前懸垂幕の掲示 ・ヒューマンフェスタいちかわ2014開催	人権擁護委員の日 ・人権擁護委員による特設相談 ・DVD「あなたがあなたらしく生きるために」(性的マイノリティと人権)の上映 人権週間 ・人権原画ポスター展示 ・中学生人権作文コンテスト優秀作品市川FM放送 ・本庁舎前懸垂幕の掲示 ・ヒューマンフェスタいちかわ2015開催	人権擁護委員の日 ・人権擁護委員による特設相談 ・DVD「家族で考えるハンセン病問題」「あなたがあなたらしく生きるために」(性的マイノリティと人権)の上映 人権週間 ・人権原画ポスター展示 ・中学生人権作文コンテスト優秀作品をCDに録音し市内公立中学校等へ配布 ・本庁舎前懸垂幕の掲示 ・ハートフルヒューマンフェスタいちかわ2016開催	人権擁護委員の日 ・人権擁護委員による特設相談 ・DVD「家族で考えるハンセン病問題」「あなたがあなたらしく生きるために」(性的マイノリティと人権)の上映 人権週間 ・人権原画ポスター展示 ・中学生人権作文コンテスト優秀作品をCDに録音し市内公立中学校等へ配布 ・本庁舎前懸垂幕の掲示 ・ヒューマンフェスタいちかわ2016開催
男女共同参画の視点から見た効果	男女共同参画社会の実現には人権の尊重が不可欠であり、本事業により人権意識の高揚が図られる。	男女共同参画社会の実現には人権の尊重が不可欠であり、本事業により人権意識の高揚が図られる。	男女共同参画社会の実現には人権の尊重が不可欠であり、本事業により人権意識の高揚が図られる。	男女共同参画社会の実現には人権の尊重が不可欠であり、本事業により人権意識の高揚が図られる。
今後の課題等	人権擁護委員の日があまり知られていないため、広報活動を工夫し、周知していく。	人権擁護委員及び、その活動があまり知られていないため、広報活動を工夫し、周知していく。	人権擁護委員及び、その活動があまり知られていないため、広報活動を工夫し、周知していく。	人権擁護委員及び、その活動があまり知られていないため、広報活動を工夫し、周知していく。

■ 事業報告書

主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶

個別課題20 被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、厚生支援

事業名	家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催		No.	25
			所管課	男女共同参画課 他
事業概要	DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、連携を強化します。			
項目	年度	目標 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催回数		
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度
所管課自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	—	2回	2回	2回
実績	—	2回	2回	2回
取組状況	要綱に基づき、ネットワーク会議を開催し、事例の対応、問題点、課題等について情報共有を図った。	要綱に基づき、ネットワーク会議を開催し、事例の対応、問題点、課題等について情報共有を図った。 (関係部署の職員の参加を依頼、より広く情報等の共有が行えた。)	要綱に基づき、ネットワーク会議を開催し、事例の対応、問題点、課題等について情報共有を図った。 (関係機関、関係部署の職員が出席し、情報共有が図られた。)	要綱に基づき、ネットワーク会議を開催し、事例の対応、問題点、課題等について情報共有を図った。 (関係機関、関係部署の職員が出席し、情報共有が図られた。)
男女共同参画の視点から見た効果	被害者への支援を適切に行うことから、人権が守られ、男女共同参画社会の実現に寄与する。	被害者への支援を適切に行うことから、人権が守られ、男女共同参画社会の実現に寄与する。	被害者支援を行うことで、被害者の人権が守られ、男女共同参画社会の実現に寄与することができる。	被害者支援を行うことで、被害者の人権が守られ、男女共同参画社会の実現に寄与することができる。
今後の課題等	関係機関、関係部署の連携により、更なる被害者支援実現に向け、共通認識、共通理解ができるよう、ネットワーク会議で関係部署と協議していく。	関係機関、関係部署の連携により、更なる被害者支援実現に向け、共通認識、共通理解ができるよう、ネットワーク会議で関係部署と協議していく。	関係機関、関係部署と共通認識、共通理解を持ち、更に被害者支援を充実させることができるよう、ネットワーク会議を通じて関係部署と連携を強化していく。	関係機関、関係部署と共通認識、共通理解を持ち、更に被害者支援を充実させることができるよう、ネットワーク会議を通じて関係部署と連携を強化していく。

■ 事業報告書

主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進

個別課題22 在住外国人と共に目指す男女共同参画社会

事業名	[新規] 相互理解のための啓発・交流事業		No.	26
			所管課	男女共同参画課
事業概要	在住外国人と日本人が互いの生活や文化を理解・尊重し、各種活動に参画でき、安心して暮らしやすい地域社会をつくるため、関係部署・関係機関等と連携し、多様な生き方を認め合える意識啓発や交流活動を行います。			
項目	年度	目標 在住外国人との交流活動実施回数		
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度
所管課自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	—	1回	1回	1回
取組状況	地域で活動するNPO法人と連携し、在住外国人親子を含め異文化交流を目的とした講座を行った。	地域で活動するNPO法人と連携し、在住外国人親子の異文化交流を目的とした「お正月のしめ縄づくり講座」を行った。 参加人数 10人	地域で活動するNPO法人と連携し、在住外国人親子の異文化交流を目的とした家族での参加型講座を行った。 参加人数 大人15人 子ども13人	地域で活動するNPO法人と連携し、在住外国人親子の異文化交流を目的とした家族での参加型講座を行った。 参加人数 大人15人 子ども13人
男女共同参画の視点から見た効果	国籍、文化、慣習、宗教をこえて、地域での交流を持ち、在住外国人と共に、地域住民が男女共同参画を目指す。	在住外国人が持つ日本の子育て文化への疑問や戸惑いをテーマに参加者が交流し、異文化背景をもつ参加者同士で子育てに関する男女共同参画について考える機会となる。	在住外国人との交流を持つことで、国際化の推進と在住外国人の生活しやすさに寄与する。	在住外国人との交流を持つことで、国際化の推進と在住外国人の生活しやすさに寄与する。
今後の課題等	在住外国人の参加者数の増加を図る。	様々な文化背景を持つ在住外国人が参加しやすい企画を考えていく。	講座に参加した在住外国人が、地域に溶け込めるきっかけとなる講座を企画していく。	講座に参加した在住外国人が、地域に溶け込めるきっかけとなる講座を企画していく。

■ 事業報告書
 主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備
 個別課題23 推進体制の充実

事業名	男女共同参画センター登録団体等との共同事業の実施			No.	27
				所管課	男女共同参画課
事業概要	地域での男女共同参画を推進するため、男女共同参画センターを利用し、積極的に男女共同参画を推進する活動を行っている登録団体等と共同事業を実施します。				
年度	目標	男女共同参画センター登録団体等との共催事業の実施回数			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)	
所管課自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	5回	5回	5回	
実績	2回	(6事業)13回	(6事業)23回	(5事業)10回	
取組状況	共催事業として、6事業行った。 ①女性向け社会復帰支援セミナー(いちかわ子育てネットワーク)=3回 ②潜在力を地域で活かす「女性・高齢者再デビュー推進フォーラム」(ナルク市川生きがいづくりの会)=1回 ③女性のための情報&アートスペースベルヴィ(ウイル市川)=1回 ④女性起業チャレンジフェスタいちかわ(チャレンジフェスタ実行委員会)=1回 ⑤防災セミナー(市川女性の集い連絡会)=1回 ⑥いちかわカフェ@ウイズ(いちかわ子育てネットワーク)=6回	共催事業として、6事業実施した。 ①いちかわカフェ@ウイズ(いちかわ子育てネットワーク)=12回(参加人数 53人) ②女性のための情報&アートスペースベルヴィ(ウイル市川)=7回(参加人数 51人) ③介護保険制度改正と市民参加の意義(ナルク市川)=1回(参加人数 54人) ④人生100年時代の生活設計(ナルク市川)=1回(参加人数 73人) ⑤ハビキャリフェスタ(ハビキャリフェスタ実行委員会)=1回(参加人数 40人) ⑥第11回女性の集い(市川女性の集い連絡会)=1回(参加人数 150人)	共催事業として、5事業実施した。 ①ハビキャリフェスタ(ハビキャリフェスタ実行委員会)=1回(参加人数 250人) ②～あなたと私の男女共同参画～「健全な食生活1人ひとり手に「食」をつけよう」(市川女性の集い連絡会)=1回(参加人数 70人) ③女性のための情報&アートスペースベルヴィ(ウイル市川)=6回(参加人数 26人) ④市民公開講座「作家が描いた日本の豊かな食生活」(ナルク市川)=1回(参加人数 79人) ⑤市民公開講座「人は百年働く車です。だからお手入れが大事です。生活習慣病の防止のために」(ナルク市川)=1回(参加人数 29人)		
男女共同参画の視点から見た効果	団体等の男女共同参画推進の活動支援を行うことにより、地域の男女共同参画の推進につながる。	団体等の男女共同参画推進の活動支援を行うことにより、地域の男女共同参画の推進につながる。	団体等の男女共同参画推進の活動支援を行うことにより、地域の男女共同参画の推進につながる。		
今後の課題等	開催時期を共催する各団体と調整し、計画的に事業を行っていく。	開催時期を共催する各団体と調整し、計画的に事業を行っていく。	開催時期を共催する各団体と調整し、計画的に事業を行っていく。		

■ 事業報告書
 主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備
 個別課題23 推進体制の充実

事業名	男女共同参画に関する情報収集			No.	28
				所管課	男女共同参画課
事業概要	千葉県や近隣市等と連携を図りながら、男女共同参画の推進に関し、情報収集や情報交換を行い、地域における男女共同参画の推進に努めます。				
年度	目標	—			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)	
所管課自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた	概ね達成できた	
目標数値	—	—	—	—	
実績	—	—	—	—	
取組状況	千葉県内の男女共同参画行政担当者の連絡会議や、男女共同参画センター等連絡会議に出席した。また、26年度は、千葉県男女共同参画地域推進員の中で、当市委員が含まれている千葉・葛南地域での幼稚園出前講座を、県・近隣市・葛南地域の推進員と連携を図り本市市立幼稚園で行った。	男女共同参画センター等連絡会議に出席し、近隣市と男女共同参画に関する行事の情報交換を行った。また、市民を代表して千葉・葛南地域で活動する千葉県男女共同参画地域推進員の会議及び事業にも参加し、情報交換に努めた。	千葉県内の男女共同参画センターに関する連絡会議や男女共同参画行政に関する会議に出席し、他市と男女共同参画に関する情報交換を行った。その他、千葉・葛南地域で活動する千葉県男女共同参画地域推進員の事業や事業の報告会にも参加し、近隣市との情報交換を行った。		
男女共同参画の視点から見た効果	地域における男女共同参画の推進につながる。	地域における男女共同参画の推進につながる。	地域における男女共同参画の推進につながる。		
今後の課題等	県や近隣市の男女共同参画に関する取り組みを参考にし、男女共同参画センターでの啓発活動等に取り入れていく。	参考になる県や近隣市の取り組みは、積極的に取り入れ男女共同参画センターの運営や啓発活動等に生かしていく。	参考になる県や近隣市の取り組みは、積極的に取り入れ男女共同参画センターの運営や啓発活動等に生かしていく。		

■ 事業報告書

主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備

個別課題2.4 計画の進行管理の充実

事業名	男女共同参画に関する市民意識調査の実施			No.	29
				所管課	男女共同参画課
事業概要	男女共同参画社会の実現を推進するために、男女共同参画に関する市民意識の変化を把握できる市民意識調査を実施します。				
年度 項目	目標	社会全体において、「男女の地位は平等である」と考える人の割合			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた	概ね達成できた	
目標数値	—	14%	17%	20%	
実績	12.5% (e-モニターア ンケート)	11.9% (e-モニターアンケート)	10.5% (e-モニターアンケート)	14.0% (e-モニターアンケート)	
取組状況	男女が互いの人権を尊重して責任をわち合い、個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」づくりを目指し取り組んでいる。 男女共同参画に関する市民の意識や認識度を把握するため、e-モニター制度によるアンケートを実施した。 「夫は外で働き、妻は家を守るほうがよい」に賛成の割合は42.2%であり前回調査(49.3%)よりも7.1ポイント減少していることから、固定的性別役割分担意識の解消がみられた。	男女共同参画に関する市民の意識や認識度を把握するため、e-モニター制度によるアンケートを実施した。 「夫は外で働き、妻は家を守るほうがよい」に賛成の割合は42.3%であり前回調査(42.2%)と同程度の結果であった。	男女共同参画に関する市民の意識や認識度を把握するため、e-モニター制度によるアンケートを実施した。 「夫は外で働き、妻は家を守るほうがよい」に賛成の割合は42.2%であり前回調査(42.3%)と同程度の結果であった。		
男女共同参画の視点から見た効果	アンケートにより市民意識の変化を見ることは、今後の男女共同参画関連事業推進の目安となる。	アンケートにより市民意識の変化を見ることは、今後の男女共同参画関連事業推進の目安となる。	アンケートにより市民意識の変化を見ることは、今後の男女共同参画関連事業推進の目安となる。		
今後の課題等	男女共同参画の活動拠点である「男女共同参画センター」を効果的に利用していただき、市民の皆様に男女共同参画をわかりやすく身近な問題として捉えていただけるよう努めていく。	男女が互いの人権を尊重して責任をわち合い、個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の推進状況を把握していくため市民意識調査を継続していく。	男女が互いの人権を尊重して責任をわち合い、個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の推進状況を把握していくため市民意識調査を継続していく。		

市川市男女共同参画基本計画 第5次実施計画の総括

第5次実施計画は、計画期間を平成26年度から平成28年度までの3年間とし、基本計画の実現に向けた施策を計画的に実施するために策定したものです。

本実施計画では、基本計画の主要課題、個別課題に合致する事業を進行管理事業と関連事業に分類し、体系化いたしました。

進行管理事業は、原則として目標及び目標数値を設定して、実施状況を把握、管理し、その進捗を毎年度、評価、検証し、その結果を市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表する事業です。一方、関連事業は、その事業が位置づけられているそれぞれの行政計画において、主体的に進捗管理していくことといたしました。

また、市民の視点での評価として、主要課題ごとに成果指標(アウトカム指標)を設定し、市川市のe-モニターアンケート制度を活用したアンケート結果を実績値としています。(主要課題1を除く)

成果指標の3年間の実績値については、以下のとおりです。

○主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進

成果指標 各種審議会等の女性委員割合

	目標値	実績値
平成26年度	32%	31.3%
平成27年度	34%	31.3%
平成28年度	36%	31.5%

成果指標 市職員の女性管理職割合

	目標値	実績値
平成26年度	16%	16.0%
平成27年度	18%	17.3%
平成28年度	20%	16.9%

○主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

成果指標 社会全体において、「男女の地位は平等である」と考える人の割合

	目標値	実績値
平成26年度	14%	12%
平成27年度	17%	11%
平成28年度	20%	14%

○主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女
共同参画の実現

成果指標 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の
割合

	目標値	実績値
平成 26 年度	60%	54%
平成 27 年度	70%	59%
平成 28 年度	80%	61%

○主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実

成果指標 「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」と考える人の
割合

	目標値	実績値
平成 26 年度	45%	42%
平成 27 年度	40%	42%
平成 28 年度	35%	43%

○主要課題5 生涯を通じた健康支援

成果指標 自分の健康に関心がある人の割合

	目標値	実績値
平成 26 年度	86%	85%
平成 27 年度	88%	82%
平成 28 年度	90%	94%

○主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶

成果指標 DVを知っている人の割合

	目標値	実績値
平成 26 年度	95%	88%
平成 27 年度	97%	92%
平成 28 年度	100%	90%

- 主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進
 成果指標 市川市は外国人が安心して暮らせるまちだと考える人の割合

	目標値	実績値
平成 26 年度	80%	66%
平成 27 年度	90%	61%
平成 28 年度	100%	61%

- 主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備
 成果指標 「市川市男女共同参画基本計画」を知っている人の割合

	目標値	実績値
平成 26 年度	38%	38%
平成 27 年度	44%	39%
平成 28 年度	50%	41%

主要課題ごとの成果指標の実績値については、上記のとおり、目標値を達成することができませんでした。

しかしながら、3 年間の推移を見ますと、多くの項目において状況が前進している傾向が見られます。このことから、男女共同参画推進は、

全体としては動き(歩み)は遅いものの、一歩ずつ確実に前進していると考えています。

市では、講座等の事業実施などによる啓発活動については、男女共同参画を進めるにあたり、いろいろな方法で事業展開していますが、市単独では予算・人員に限りがあり、また、男女共同参画の推進は人の意識変革を伴わなければなりませんので、一気に進めることはおのずと限界があります。

国は、生産年齢人口減少社会の到来に伴い、我が国が持続可能な社会となるよう、いわゆる「女性活躍推進法」を平成 28 年から施行し、また、経済団体に積極的に働きかけ、社会全体で「働き方改革」を進めることで、より一層、女性を含めた社会全体での活動を加速化しようとしています。

国のこのような動きにより、社会全体で男女共同参画の推進(女性活躍推進やワーク・ライフ・バランス推進等)の機運が盛り上がることで、本市の男女共同参画推進が加速化することを期待しています。

これからも男女共同参画社会の実現を目指すことで、多くの方に「住みたいまち、住み続けたいまち」と感じていただけるよう、次期計画であります「市川市男女共同参画基本計画 第6次実施計画」に掲載されている各事業を着実に進めてまいります。

《市川市男女共同参画推進審議会》

市川市男女共同参画基本計画
第2次DV防止実施計画（平成26～28年度）

平成28年度 年次報告書



平成29年7月

男女共同参画課

目 次

1. 年次報告に関する説明	2	
2. 体系図	3	
3. 基本目標ごとのまとめ	4	
4. 事業別一覧	5	～ 11
5. 事業ごとの実績報告書	12	～ 28
6. 市川市男女共同参画基本計画 第2次DV防止実施計画の総括	29	～ 30

∞年次報告に関する説明∞

「年次報告書」は、市川市男女共同参画基本計画に基づく「第5次実施計画(平成26～28年度)」の一部分である「第2次DV防止実施計画」に記載されている進行管理事業について、「市川市男女共同参画社会基本条例」第9条第1項に定める平成28年度の進捗状況を表したものです。

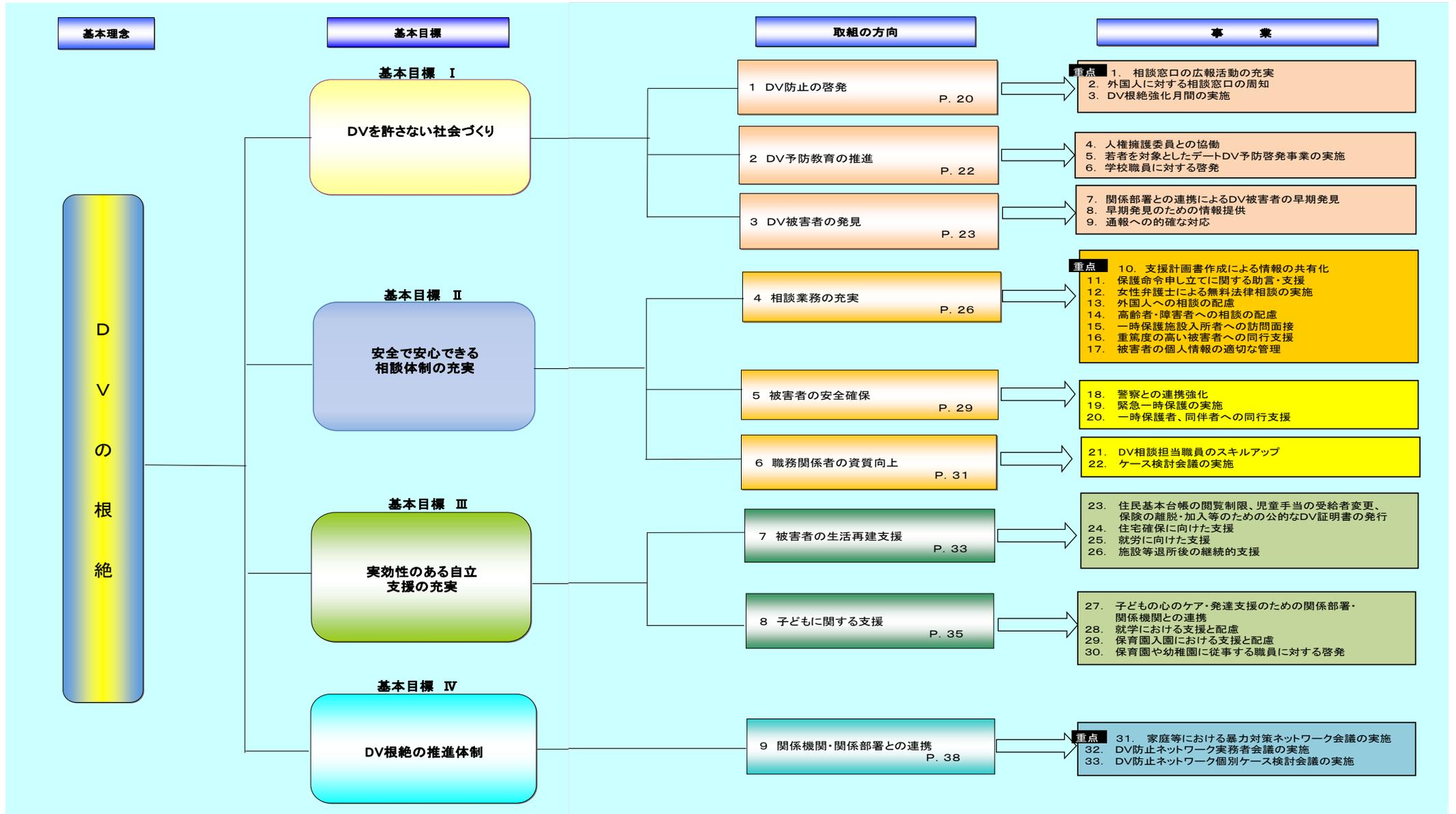
- 所管課自己評価について
進行管理事業について、目標数値とその実績から4段階で評価しています。
 - : 十分達成できた
 - : 概ね達成できた
 - : やや不十分だった
 - : 不十分だった

- 基本目標ごとのまとめ(4頁)は、成果指標に係るe-モニターアンケートの結果、及び、所管課による自己評価を基に、4つの評価区分ごとの事業数を掲載しました。

- 事業別一覧(5～11頁)は、各事業ごとに平成28年度の内容をまとめたものです。

- 12～28頁は、各事業ごとの実績報告書の個票です。

体系図



■基本目標ごとのまとめ

(基本目標ごとに設定した成果指標について)

基本目標	成果指標	平成24年度 現状値 (e-モニターアンケート)	平成28年度 目標値	平成28年度 (e-モニターアンケート結果)	今後の取組み
I DVを許さない社会づくり	DVを知っている人の割合	91%	100%	90%	DVの認知が進むよう、効果的な啓発の手法を考えていく。
II 安全で安心できる相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センターを知っている人の割合	26.5%	50%	47%	DV被害者に相談窓口が周知されるようカードやちらしの配布場所を検討していく。
III 実効性のある自立支援の充実	基本目標IIIの施策が進んでいると思っている市民の割合	13.1%	25%	20%	DV被害者の状況に応じた支援が行えるよう他部署との連携を強化していく。
IV DV根絶の推進体制	DV防止実施計画を知っている人の割合	20.1%	50%	20%	DV防止実施計画が周知されるよう男女共同参画課の実施事業等でお知らせしていく。

(基本目標ごとの実施計画事業評価結果)

基本目標	評価別事業数				平成28年度の評価
	十分達成 できた	概ね達成 できた	やや 不十分 だった	不十分 だった	
I DVを許さない社会づくり	9	0	0	0	「十分達成できた」が9事業中9事業であり、目標に則した事業の実施ができた。
II 安全で安心できる相談体制の充実	11	1	1	0	「十分達成できた」が13事業中11事業であり、概ね目標に則した事業の実施ができた。
III 実効性のある自立支援の充実	8	0	0	0	「十分達成できた」が8事業中8事業であり、目標に則した事業の実施ができた。
IV DV根絶の推進体制	3	0	0	0	「十分達成できた」が3事業中3事業であり、目標に則した事業の実施ができた。

■事業別一覧

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	28年度目標	28年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり								
取組の方向1 DV防止の啓発								
1	[重点] 相談窓口の広報活動の充実	男女共同 参画課	DV相談窓口の案内チラシ・カード等を市の窓口等に配布するとともに市公式Webサイトでの周知を行います。	配布箇所数	45箇所	102箇所	十分達成 できた	平成28年度はカードを手に取りやすいように内容を見直した。市民の窓口となる庁内40課、市内全公民館16館に加え、市内の診療所を中心に、医療機関46箇所にDV相談窓口の案内カードを配布した。 また、市公式Webサイトでは、「女性のためのあらゆる相談」として案内している。 継続的に配布し、不足した箇所にはすぐに補充できるような体制をとる。また、市公式webを含め有効に広報できる媒体などを検討し、一人でも多くのDV被害者にチラシやカードが届くよう工夫する。
2	外国人に対する 相談窓口の周知	男女共同 参画課	英語・中国語・韓国語・タガログ語・スペイン語のDV相談窓口案内チラシ・カードを市役所の行政窓口等に置き、外国人のDV被害者に周知を行います。	配布箇所数	35箇所	40箇所	十分達成 できた	外国人にDV相談窓口がわかるよう、5ヶ国語(英語、中国語、スペイン語、韓国語、タガログ語)のチラシ・カードを市民の窓口となる庁内40課に引き続き配布した。 また、平成28年度はカードを手に取りやすいように内容を見直し、配布した。 継続的に配布し、不足した箇所にはすぐに補充できるような体制をとる。 また、市公式webを含め有効に広報できる媒体などを検討し、一人でも多くのDV被害者にチラシやカードが届くよう工夫する。
3	[新規] DV根絶強化月間の実施	男女共同 参画課	DV根絶強化月間である11月に男女共同参画センターの使用団体へDVに関するチラシ・カードを配布し啓発に努め、使用団体とともに啓発活動を実施します。	DVIに関する アンケート の回収数	150件	300件	十分達成 できた	男女共同参画センター利用者に向けてDVIに関するアンケート調査を実施し、DVIについて啓発した。 DV根絶強化月間に併せた啓発活動や広報記事の掲載を今後も続け、DV根絶に向けた更なる啓発に努める。
取組の方向2 DV予防教室の推進								
4	人権擁護委員との 協働	男女共同 参画課	人権擁護委員との協働による小学生を対象とした人権教室や中学生を対象とした人権講演会を行います。	実施校数	41校	41校	十分達成 できた	市内公立小学校39校200学級で人権教室を実施し、前年度と比べ、8学級減少した。減少の理由は、小学校から依頼される学級数が減少したことによるもの。 また、中学校2校で人権講演会を実施した。 そのほか、幼稚園1園で人権啓発活動を実施した。 児童や生徒が在学中に人権教室や人権講演会を受講できるような学校と連携しながら実施に努める。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	28年度目標	28年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
5	若者を対象としたデートDV予防啓発事業の実施	男女共同 参画課	若者を対象としたデートDV予防啓発リーフレットを市内高等学校(公立8校・私立7校)を中心に配布し、生徒・教員・保護者などへの啓発を行います。	配布校数	5校	15校	十分達成 できた	市内の高校1年生約4,200人を対象に、デートDVリーフレットを配布し啓発に努めた。配布対象は市内の15校。 リーフレット配布のみでなく、研修会や講演会など、より適切な啓発の手法を検討する。
6	[新規] 学校職員に対する啓発	男女共同 参画課、 指導課、 保健体育 課	小中学校において保健指導を行う養護教諭や相談業務を行うライフカウンセラーに対しデートDVや暴力に対する正しい理解や相談窓口の周知を図るため関係部署と連携し研修会を実施します。	研修実施回 数	2回	2回	十分達成 できた	専門講師を招き、小中学校の生徒指導主任を対象に、DVについての研修を実施した。また、小中学校のライフカウンセラーを対象に、デートDVについての研修を実施した。 学校職員がDVについて正しく理解し、適切な対応が取れるよう継続的に啓発していく必要がある。
取組の方向3 DV被害者の発見								
7	関係部署との連携によるDV被害者の早期発見	男女共同 参画課	市役所の様々な行政窓口でDV被害者を発見し、速やかにDV相談窓口案内できるように、窓口専用のDV相談窓口連携マニュアルを活用できるように関係部署の異動職員を対象とした説明会を実施します。	DV相談窓 口連携マ ニュアル説 明会の実施 回数	1回	1回	十分達成 できた	平成28年度は、大柏出張所の窓口職員を対象にDV相談窓口連携マニュアル説明会を実施し、DV被害者を発見した場合に円滑に連携できるよう、DVについての説明や相談窓口についての情報提供を実施した。 DV相談窓口連携マニュアルについて、市の窓口の状況に応じて適切に更新する。
8	早期発見のための情報提供	男女共同 参画課	学校、幼稚園、保育園関係者へDVに関するリーフレットを作成しDV相談窓口案内できるように啓発を行います。	研修会実施 回数	1回	1回	十分達成 できた	平成28年度は保育園の管理者である園長に向けて、DVの危険性に加え、保護者から相談を受けた場合の連携部署・機関についての説明会を実施し理解を深めた。参加人数は市内の公立保育園長21人。 説明会では、保育園の職場で活用できるように、DVについての説明リーフレットや相談窓口案内カード、DV被害者がいた場合に連携する窓口について記載されたマニュアル等を配布した。 私立保育園への周知も必要となっている。
9	[新規] 通報への的確な対応	男女共同 参画課	通報は、一般からと医療関係者からに分けられ、前者は通報者に対し加害者に知られないよう被害者へ配偶者暴力相談支援センター又は警察に相談するよう協力を求めます。後者に関しては、DV被害者の状況確認を行うとともに入院等をしている重篤な被害者には、職員または女性相談員が当該医療機関に出向き被害者の相談に応じます。暴力の抑止等の緊急の対応が必要な場合は警察が対応するため連携しDV被害者の安全確保を行います。医療関係者は原則として被害者の通報の同意が確認できた場合のみ通報を行います。	医療関係や 市民からの 通報件数	—	9件	十分達成 できた	平成28年度は主に個人からの通報が6件あった。 身に危険があれば直ちに警察を呼ぶこと、DV被害者が相談できる状況であれば「配偶者暴力相談支援センター」を案内するように通報者に助言している。 通報後、DV被害者からの相談が入ることを視野に入れ、通報時に得た情報については、配偶者暴力相談支援センターの職員で適切に共有する必要がある。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	28年度目標	28年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実								
取組の方向4 相談業務の充実								
10	[重点][新規] 支援計画書作成による情報の共有化	男女共同 参画課	個々のケースの(安全確保を踏まえ)きめ細かな支援計画書を作成し、職員・女性相談員が情報や対応を共有し、支援体制を強化します。	支援計画書作成数	—	9件	十分達成 できた	平成28年度は、一時保護となったケースについて、それぞれの状況を考慮し、支援計画を立て、関係部署・関係機関と連携しながら計画的に支援を行った。 支援計画について、職員が共通認識を持つことが必要。また、支援の経過に応じて、適切に計画を更新していくことが必要。
11	保護命令申し立てに関する助言・支援	男女共同 参画課	裁判所に接見禁止などの安全確保に関する保護命令を申立てるにあたり、申立て方法や記載方法についての助言や支援を行うとともに、裁判所からの求めに応じ、書面を作成し、安全確保に努めます。	裁判所への書面の提出件数	—	4件	十分達成 できた	平成28年度は4件の保護命令に対応した。 保護命令についての相談があった場合には、女性相談員が申立て方法や作成について説明や助言を行っている。 また、保護命令が有効な措置と考えられる相談者についても助言を行っている。 保護命令に関する相談に対して、職員が適切に対応できるよう制度についての理解を深め、申立て方法や作成について具体的に説明や助言を行えるようにする。
12	女性弁護士による無料法律相談の実施	男女共同 参画課	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な場合には、女性弁護士が無料法律相談を実施します。	相談件数	170件	123件	やや不十分 だった	毎週水曜日の午後、1日5人までとして実施した。 一般相談やDV相談で法的支援が必要と判断される場合は、法律相談へ案内している。 相談件数は前年度に比べ減少した。より多くの方に法律相談を有効活用してもらえるよう、引き続き相談窓口の周知に努める。
13	外国人への相談の配慮	男女共同 参画課	言葉の壁や様々な生活問題を抱える外国人に対し相談を実施するとともに通訳者の派遣を依頼し、外国人に配慮した相談体制を整えます。	外国人の相談件数	—	62件	十分達成 できた	通訳者が在籍する市内の国際交流団体の方を中心に、DVについての正しい知識を得るためのDV被害者サポーター養成講座を全2回実施した。総参加者数は41名。 言語が理由で面接相談に支障がでないよう、速やかに通訳者の派遣を依頼し日時を調整する。
14	高齢者・障害者への相談の配慮	地域福祉 支援課、 障害者支援課	高齢者および身体・知的・精神など障害のある被害者に配慮した相談を行い、関係部署と連携し迅速な対応を図ります。	65歳以上の高齢者及び障害者の相談件数	—	81件	十分達成 できた	高齢者及び障害者でDV被害の疑いのあるケースについては、関係部署との連絡調整を図り、適切な相談窓口の案内や職員同行での来所相談を実施した。 相談に来所したが他機関へ送致という2次被害を防ぐため、配偶者暴力相談支援センターでの相談が適切かどうかを事前に把握し、関係機関との適切な連携を進める。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	28年度目標	28年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
15	一時保護施設入所者への訪問面接	男女共同参画課	市川市居住のDV被害者が夜間や休日に警察経由で婦人相談所に緊急一時保護された場合又は他の一時保護施設へ入所した場合、それらの入所者に職員又は女性相談員が訪問面接を実施し被害者の心情整理や自立に向けた支援を行います。	一時保護者への訪問面接を実施する割合	100%	100%	十分達成できた	一時保護施設入所者に対して、速やかに訪問面接を実施し、関係部署と連携し、退所後の自立に向けた支援を行った。 自立に向けた支援においては、関係機関とのより適切な連携が必要となっている。
16	重篤度の高い被害者への同行支援	男女共同参画課	DVの影響で精神的に疲弊している被害者や、精神に障がいのある被害者に対応し、自立のための各種手続等を職員又は女性相談員が関係部署へ同行支援を行います。	同行支援を行ったケース数	—	4件	十分達成できた	DV被害者だけでは自立に向けた手続き等が困難なケースにおいて、相談者の同行支援を実施した。 必要な時に同行支援が実施できるよう、相談体制の充実を図る。
17	[新規]被害者の個人情報の適切な管理	男女共同参画課	「市川市個人情報保護条例」に基づき、DV被害者の個人情報の適切な管理を行います。	—	—	—	十分達成できた	相談者の情報・相談内容に関しては、相談者以外には情報提供しないよう徹底しており、情報漏洩はなかった。 関係機関の支援が必要な場合においては、同意書で相談者の同意を得た上で、必要な範囲内で他機関へ情報提供している。 個人情報の保護についての手順を守って業務することができるように継続的な研修が必要。
取組の方向5 被害者の安全確保								
18	警察との連携強化	男女共同参画課	配偶者暴力相談支援センターとして、警察と緊密に連携をとりながら加害者から追跡される危険のある被害者とその子どもの緊急時の安全確保を行います。	警察と連携したケース数	—	13件	十分達成できた	緊急に安全確保が必要な場合には、警察と連携し、DV被害者及びその子どもの安全確保を図った。 また、危険が高まる可能性がある相談者には、どういった状況になったら警察へ連絡するかについても具体的に助言を行った。 警察との連携に向けて、緊急性や危険性の適切な判断が必要。
19	緊急一時保護の実施	男女共同参画課	緊急性が高いケースにおいては、婦人相談所と連携し、DV被害者とその子どもに関する情報を共有し、円滑な一時保護を実施します。	婦人保護施設等へ緊急一時保護を実施したケース数	—	6件	十分達成できた	シェルターへの一時保護は、主に自宅への帰宅ができない生命・身体に危険がある相談者で、頼れる親類等がない場合の緊急対応として実施している。 シェルター等への一時保護件数9件のうち、警察が対応した件数が3件で、市が対応したケースが6件であった。 緊急一時保護は、相談者の生活を大きく変えてしまう対応であることから、相談者に一時保護施設に入所した場合のその後について、事前に充分説明しておく必要がある。
20	一時保護者、同伴者への同行支援	男女共同参画課	一時保護施設に入所中のDV被害者に対し、被害者本人の意思を尊重し自立に向けた転居先探しやアパートの賃貸契約など自立に必要な様々な手続きのため外出する際に安全確保の観点から同行支援を実施します。	同行支援を行ったケース数	—	5件	十分達成できた	一時保護施設に入所中の間、必要に応じて同行支援を実施した。 同行支援については、安全に移動できるよう適切に対応する。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	28年度目標	28年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
取組の方向6 職務関係者の資質向上								
21	DV相談担当職員のスキルアップ	男女共同参画課	DV被害者や同伴の家族について、相談での初期対応の重要性や緊急一時保護の連携フロー、各種法的制度など、きめ細やかな対応に言及したDV被害者対応の手引きを活用し、DV担当職員の質の向上を図ります。また、国や県主催の研修会に参加していきます。	研修会参加回数	3回	9回	十分達成できた	DV担当職員の経験年数やスキルレベルに応じ、内閣府や県主催の研修会などに参加し、スキルアップを図った。国が主催する研修会には3回参加(延べ参加人数4人)。県が主催する研修会には4回参加(延べ参加人数6人)。男女共同参画課独自で行った研修会は2回(延べ参加人数18人)。担当職員がスキルアップできるよう、研修会についての情報を共有し積極的に参加していく。
22	ケース検討会議の実施	男女共同参画課	処遇困難ケースや危険度の高いケース等の情報の共有及び支援方法のスキルアップを図り、相談体制の強化を図ります。	会議実施回数	12回	9回	概ね達成できた	処遇困難ケースや危険度の高いケースについて担当職員全体で情報共有・検討し、職員同士が連携して対応できるようにしている。処遇困難ケースや危険度の高いケースに対して、円滑に支援できるよう連携体制を強化する。
基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実								
取組の方向7 被害者の生活再建支援								
23	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のための公的なDV証明書の発行	男女共同参画課	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のため、必要な証明書の申請受付と交付を行います。	DV証明書の発行数	—	162枚	十分達成できた	配偶者暴力相談支援センターの業務の一つとして、DV証明書の発行がある。DV被害により必要な手続きが受けられないことが無いよう、相談内容に応じ必要な証明書を発行した。DV証明書については、発行数が増加傾向にあるため、正確な事務処理ができる体制整備が必要。
24	住宅確保に向けた支援	男女共同参画課	住宅確保について情報提供や助言を行ったり、県営住宅・市営住宅等へ優先して入居できるように証明書を発行します。	賃貸借契約等の同行件数及び市営住宅入居のためのDV証明書の発行数	—	5件	十分達成できた	県営・市営住宅の入居を希望する相談者に優先入居できるよう証明書を発行している。平成28年度は、住居確保のための同行支援を1件実施し、公営住宅入居のためのDV証明書を4枚発行した。住宅確保に関する情報収集を行い、相談時に提供できる情報を充実させる。
25	就労に向けた支援	男女共同参画課	再就職に必要なスキルや情報を習得するセミナーを男女共同参画センターで実施します。また、千葉県DV被害者等自立サポート事業の講座の活用やハローワークやマザーズハローワークを活用できるように情報提供を行う等就労支援の充実を図ります。	講座等の開催数	1回	1回	十分達成できた	男女共同参画センター主催講座として「就労支援セミナー」を実施した。また、千葉県が実施している自立支援のための講座についても相談者の状況に応じて周知した。就労についての悩みを抱えている相談者に情報提供できるよう、支援をPRすることが必要。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	28年度目標	28年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
26	施設等退所後の継続的支援	男女共同参画課	施設退所後及び避難後の自立に向けた支援の中で、DV被害者とその子どもの様々な悩みに対応し、関係部署、関係機関と連携し継続的支援を実施します。	施設退所者及び同伴家族の継続支援件数	—	3/(全体)9件	十分達成できた	一時保護施設等の退所後の自立に向けては、様々な支援が必要になることから、相談者の実状に合わせて、関係部署・機関へ情報提供を実施し、継続的な支援を行った。 継続的な支援に向けて、関係機関との十分な連携が必要。
取組の方向8 子どもに関する支援								
27	子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携	男女共同参画課	被害者の子どもの心のケア及び健やかな発達を支援するための相談を実施し、必要に応じて関係部署や児童相談所と連携を図ります。	児童相談所や関係部署との連携数	—	31件	十分達成できた	DV被害と児童虐待が併発しているケースについては、子どもの視点での支援も重要になるため、児童に関する機関や部署と密に連携した。 加害者を刺激したくないという考えから、子どもへの虐待について相談できていないケースもあるため、虐待が黙認されないよう適切に連携していく必要がある。
28	就学における支援と配慮	男女共同参画課	教育委員会や学校と連携し、DV被害者の子どもの転入・転校における支援を行い、個人情報の取り扱いに配慮します。また、学校等には、加害者対応について助言を行います。	義務教育課、小学校、中学校、高等学校と連携したケース数	—	7件	十分達成できた	DV被害に遭い市外に避難したケース、あるいは、市内に避難してきたケースについては、子どもが一時的に学校へ通学できなくなっていることから、新しい居住地で速やかに学校に通学できるように学校関係部署と連携を図った。 学校を通して、加害者に相談者の居場所が知られることがないように、連携する際は情報を適切に取り扱う必要がある。
29	保育園入園における支援と配慮	男女共同参画課	DV被害者が安心して就労できるよう、その子どもの市内の保育園への優先入所に向けた助言・情報提供を行い、必要に応じてDV証明書を保育課へ提出します。また、保育園には加害者対応について助言を行います。	保育園と連携したケース数	—	12件	十分達成できた	DV被害に遭い市外へ避難、もしくは市内へ避難したケースについては、新しい居住地で速やかに入園できるように関係部署と連携を図った。 保育園の入園申請については、受付期間に間に合うよう、速やかに窓口へ繋ぐ必要がある。
30	[新規] 保育園や幼稚園に就労する職員に対する啓発	男女共同参画課	就学前教育等従事職員を対象に、世代間連鎖を防ぐ観点からDV家庭で育った子どもの心のケアの重要性について関係部署と連携し研修を実施します。	研修会実施回数	1回	1回	十分達成できた	平成28年度は保育園の管理者である園長に向けて、DVの危険性に加え、保護者から相談を受けた場合の連携部署・機関についてなどの説明会を実施し理解を深めた。参加人数は市内の公立保育園長21人。 保育園や幼稚園従事職員は保護者と関わりを持つことから、DV被害を発見できる機会があるため、関係部署・機関を適切に案内できるようにDVについて啓発していくことが必要。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	28年度目標	28年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制								
取組の方向9 関係機関・関係部署との連携								
31	[重点][新規] 家庭等における 暴力対策ネット ワーク会議の実 施	男女共同 参画課、 地域福祉 支援課、 障害者支 援課、介 護保険 課、子育 て支援課	DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待 の家庭等における様々な暴力に対応する ため、関係機関等で構成されるネットワ ーク会議の代表者会議を開催し、情報の共 有化を図るとともに連携を強化します。	会議開催回 数	2回	2回	十分達成 できた	要綱に基づき、ネットワーク会議を開催し、関係機関等で対応した事 例の検証、問題点、課題等について情報共有を図った。 社会情勢の変化や組織体制の変化に対応した適切な協力体制の 維持が必要。
32	[新規] DV防止ネット ワーク実務者会 議の実施	男女共同 参画課	DV被害者支援のため、関係機関・関係部 署との個別ケースの支援方針の確立、支 援の経過報告およびその評価を行い、新 たな情報を共有することを目的とした会議 を開催します。	会議開催回 数	2回	2回	十分達成 できた	要綱に基づき、ネットワーク実務者会議を開催し、事例の検証、問 題点、課題等について実務に即した内容で協議した。 DV被害者に関わる機関や担当課の担当職員が、被害者が置かれ る状況や抱える課題について、共通認識を持てるような会議方法の 検討が必要。
33	DV防止ネット ワーク個別ケー ス検討会議 の実施	男女共同 参画課	DV被害者支援のための情報の共有およ び関係機関・関係部署との個別ケースの 相互連携を目的とした会議を開催します。	会議開催回 数	—	6回	十分達成 できた	緊急性が高いケースや対応が困難なケースについて、関係機関が 集まりケース検討会議を行った。 ただし、相互連携が必要なケースのほとんどはケース検討会議の 形式をとらず、担当職員が随時関係機関と情報共有しながら密接に 連携し対応した。 緊急性の高いケースに関しては、速やかな相互連携が必要である。 一方で、計画的支援が必要であり、且つ、時間的余裕のあるケー スに関しては個別ケース検討会議を活用したDV被害者の支援も必要 である。

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向1 DV防止の啓発

事業名	[重点] 相談窓口の広報活動の充実			
	No.	1		
事業概要	DV相談窓口の案内チラシ・カード等を市の窓口等に配布するとともに市公式Webサイトでの周知を行います。			
項目	年度	配布箇所数		
	目標	配布箇所数	配布箇所数	配布箇所数
項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	—	45箇所	45箇所	45箇所
実績	35箇所	56箇所	70箇所	102箇所
取組状況		窓口があるなどの庁内40課、市内全公民館16館に加え、地域ケアシステム活動拠点14箇所にDV相談窓口の案内カードを配布した。また、市公式Webサイトでは、「女性のためのあらゆる相談」として案内している。	窓口があるなどの庁内40課、市内全公民館16館に加え、地域ケアシステム活動拠点14箇所にDV相談窓口の案内カードを配布した。また、市公式Webサイトでは、「女性のためのあらゆる相談」として案内している。	平成28年度はカードを手に取りやすいように内容を見直した。市民の窓口となる庁内40課、市内全公民館16館に加え、市内の診療所を中心に、医療機関46箇所にDV相談窓口の案内カードを配布した。また、市公式Webサイトでは、「女性のためのあらゆる相談」として案内している。
今後の課題等		継続的に配布し、不足した箇所にはすぐに補充できるような体制をとる。また、市公式webを含め有効に広報できる媒体などを検討し、一人でも多くのDV被害者にチラシやカードが届くよう工夫する。	継続的に配布し、不足した箇所にはすぐに補充できるような体制をとる。また、市公式webを含め有効に広報できる媒体などを検討し、一人でも多くのDV被害者にチラシやカードが届くよう工夫する。	継続的に配布し、不足した箇所にはすぐに補充できるような体制をとる。また、市公式webを含め有効に広報できる媒体などを検討し、一人でも多くのDV被害者にチラシやカードが届くよう工夫する。

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向1 DV防止の啓発

事業名	外国人に対する相談窓口の周知			
	No.	2		
事業概要	英語・中国語・韓国語・タガログ語・スペイン語のDV相談窓口案内チラシ・カードを市役所の行政窓口等に置き、外国人のDV被害者に周知を行います。			
項目	年度	配布箇所数		
	目標	配布箇所数	配布箇所数	配布箇所数
項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	—	35箇所	35箇所	35箇所
実績	35箇所	40箇所	40箇所	40箇所
取組状況		外国人DV被害者に相談窓口がわかるよう、5ヶ国語のチラシ・カードを窓口があるなどの庁内40課に配布した。	外国人DV被害者に相談窓口がわかるよう、5ヶ国語のチラシ・カードを窓口があるなどの庁内40課に引き続き配布した。	外国人にDV相談窓口がわかるよう、5ヶ国語(英語、中国語、スペイン語、韓国語、タガログ語)のチラシ・カードを市民の窓口となる庁内40課に引き続き配布した。また、平成28年度はカードを手に取りやすいように内容を見直し、配布した。
今後の課題等		継続的に配布し、不足した箇所にはすぐに補充できるような体制をとる。また、市公式webを含め有効に広報できる媒体などを検討し、一人でも多くのDV被害者にチラシやカードが届くよう工夫する。	継続的に配布し、不足した箇所にはすぐに補充できるような体制をとる。また、市公式webを含め有効に広報できる媒体などを検討し、一人でも多くのDV被害者にチラシやカードが届くよう工夫する。	継続的に配布し、不足した箇所にはすぐに補充できるような体制をとる。また、市公式webを含め有効に広報できる媒体などを検討し、一人でも多くのDV被害者にチラシやカードが届くよう工夫する。

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向1 DV防止の啓発

事業名	[新規] DV根絶強化月間の実施			No.	3
				所管課	男女共同参画課
事業概要	DV根絶強化月間である11月に男女共同参画センターの使用団体へDVIに関するチラシ・カードを配布し啓発に努め、使用団体とともに啓発活動を実施します。				
項目	年度	目標	DVに関するアンケートの回収数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	50件	100件	150件	
実績	—	77件	184件	300件	
取組状況	DV根絶強化月間に、男女共同参画センター使用団体へ向けてアンケート調査を実施した。実施したアンケートの集計結果を男女共同参画センター情報紙「ウィズレター」に掲載し、更なる啓発に努めた。	DV根絶強化月間に、「DV防止セミナー」を実施した。参加人数は24人。その他、広報いちかわにて「DV根絶強化月間」の記事を掲載したり、男女共同参画センター利用者に向けてDVIに関するアンケート調査を実施した。アンケートの集計結果を男女共同参画センター情報紙「ウィズレター」に掲載し、更なる啓発に努めた。	男女共同参画センター利用者に向けてDVIに関するアンケート調査を実施し、DVIについて啓発した。		
今後の課題等	受付窓口からも男女共同参画センター利用者に向けて、アンケート回答を促進し更なる啓発に努める。	DV根絶強化月間に併せた啓発活動や広報記事の掲載を今後も続け、DV根絶に向けた更なる啓発に努める。	DV根絶強化月間に併せた啓発活動や広報記事の掲載を今後も続け、DV根絶に向けた更なる啓発に努める。		

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向2 DV予防教育の推進

事業名	人権擁護委員との協働			No.	4
				所管課	男女共同参画課
事業概要	人権擁護委員との協働による小学生を対象とした人権教室や中学生を対象とした人権講演会を行います。				
項目	年度	目標	実施校数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	35校	38校	41校	
実績	32校	32校	41校	41校	
取組状況	市内公立小学校30校152学級で人権教室を実施し、前年度と比べ、2校9学級増加した。また、中学校2校で人権講演会を実施した。そのほか、保育園1園で人権啓発活動を実施した。	市内公立小学校39校208学級で人権教室を実施し、前年度と比べ、9校56学級増加した。また、中学校2校で人権講演会を実施した。そのほか、幼稚園1園で人権啓発活動を実施した。	市内公立小学校39校200学級で人権教室を実施し、前年度と比べ、8学級減少した。減少の理由は、小学校から依頼される学級数が減少したことによるもの。また、中学校2校で人権講演会を実施した。そのほか、幼稚園1園で人権啓発活動を実施した。		
今後の課題等	「人権の花運動」は、小学校全39校と特別支援学校2校舎で実施できたが、人権教室は30校にとどまった。小学校全39校での人権教室の実施を目指す。	児童が在学中に人権教室を体験できるような学校と連携しながら実施に努める。	児童や生徒が在学中に人権教室や人権講演会を受講できるような学校と連携しながら実施に努める。		

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向2 DV予防教育の推進

事業名	若者を対象としたデートDV予防啓発事業の実施			No.	5
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	若者を対象としたデートDV予防啓発リーフレットを市内高等学校(公立8校・私立7校)を中心に配布し、生徒・教員・保護者などへの啓発を行います。				
項目	年度	目標	配布校数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	不十分だった	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	5校	5校	5校	
実績	3校	0校	15校	15校	
取組状況	平成25年度末にデートDVリーフレットを作成し、市内13の高校へ配布した。平成26年度は、千葉県が市内で高校生向け研修会を実施していたことから、平成26年度はリーフレットの配布をしなかった。		市内の高校1・2年生約9,000人を対象に、デートDVリーフレットを配布し啓発に努めた。配布枚数は9,230枚。	市内の高校1年生約4,200人を対象に、デートDVリーフレットを配布し啓発に努めた。配布対象は市内の15校。	
今後の課題等	千葉県の啓発活動と重ならないよう県と連携しながら、改めて、デートDVリーフレットの配布等の啓発を行っていく。		引き続きデートDVリーフレットの配布等の啓発を行っていく。	リーフレット配布のみでなく、研修会や講演会など、より適切な啓発の手法を検討する。	

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向2 DV予防教育の推進

事業名	[新規] 学校職員に対する啓発			No.	6
	所管課			男女共同参画課、指導課、保健体育課	
事業概要	小中学校において保健指導を行う養護教諭や相談業務を行うライフカウンセラーに対しデートDVや暴力に対する正しい理解や相談窓口の周知を図るため関係部署と連携し研修会を実施します。				
項目	年度	目標	研修実施回数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	2回	2回	2回	
実績	—	2回	2回	2回	
取組状況	小中学校の養護教諭とライフカウンセラーに対し、それぞれ1回ずつ研修会を実施し、暴力に対する正しい理解と相談窓口の周知を図った。		小中学校の養護教諭とライフカウンセラーに対し、それぞれ1回ずつ研修会を実施し、暴力に対する正しい理解と相談窓口の周知を図った。	小中学校の養護教諭とライフカウンセラーに対し、それぞれ1回ずつ研修会を実施し、暴力に対する正しい理解と相談窓口の周知を図った。参加した養護教諭は65人、ライフカウンセラーは55人。	
今後の課題等	今後も継続的に実施していき、新任の養護教諭とライフカウンセラーには、暴力に対する正しい理解を深めると同時に相談窓口を周知していく。在職の養護教諭とライフカウンセラーへは更に浸透していくよう努める。		今後も継続的に実施していき、新任の養護教諭とライフカウンセラーには、暴力に対する正しい理解を深めると同時に相談窓口を周知していく。在職の養護教諭とライフカウンセラーへは更に浸透していくよう努める。	学校職員がDVについて正しく理解し、適切な対応が取れるよう継続的に啓発していく必要がある。	

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	関係部署との連携によるDV被害者の早期発見			No.	7
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	市役所のような行政窓口でDV被害者を発見し、速やかにDV相談窓口内に案内できるよう、窓口専用のDV相談窓口連携マニュアルを活用できるよう関係部署の異動職員を対象とした説明会を実施します。				
項目	年度	目標 DV相談窓口連携マニュアル説明会の実施回数			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画最終年度)	
所管課自己評価	—	不十分だった	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	1回	1回	1回	
実績	4回	0回	1回	1回	
取組状況	DV相談窓口連携マニュアル説明会としては実施していないが、関係部署の担当者と直接話をして、理解を深めた。また、市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議等において、関係部署とDV相談があった場合の窓口について情報共有を図った。				
今後の課題等	異動職員を中心に窓口対応職員にDV相談窓口連携について説明していく。				

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	早期発見のための情報提供			No.	8
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	学校、幼稚園、保育園関係者へDVに関するリーフレットを作成しDV相談窓口内に案内できるよう啓発を行います。				
項目	年度	目標 研修会実施回数			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画最終年度)	
所管課自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	リーフレット作成	1回	1回	
実績	—	リーフレット作成	1回	1回	
取組状況	DVリーフレットを作成し、配布に向けての準備を進めた。				
今後の課題等	学校、幼稚園、保育園関係者へ啓発していくためにDVリーフレットを活用していく。				

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	[新規] 通報への的確な対応			
	No.	9		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	通報は、一般からと医療関係者からに分けられ、前者は通報者に対し加害者に知られないよう被害者へ配偶者暴力相談支援センター又は警察に相談するよう協力を求めます。後者に関しては、DV被害者の状況確認を行うとともに入院等をしている重篤な被害者には、職員または女性相談員が当該医療機関に出向き被害者の相談に応じます。暴力の抑止等の緊急の対応が必要な場合は警察が対応するため連携しDV被害者の安全確保を行います。医療関係者は原則として被害者の通報の同意が確認できた場合のみ通報を行います。			
項目	報告	医療関係や市民からの通報件数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	—	—	—	—
実績	14件	26件	7件	9件
取組状況	平成26年度は医療関係者から3件、縁故・知人から23件の通報があった。命の危険があれば直ちに警察を案内し、時間的に余裕を持って支援できる場合は「配偶者暴力相談支援センター相談室」で対応している。	平成27年度は医療関係者から1件、縁故・知人から6件の通報があった。命の危険があれば直ちに警察を案内し、時間的に余裕を持って支援できる場合は「配偶者暴力相談支援センター相談室」で対応している。	平成28年度は主に個人からの通報が6件あった。身に危険があれば直ちに警察を呼ぶこと、DV被害者が相談できる状況であれば「配偶者暴力相談支援センター」を案内するように通報者に助言している。	
今後の課題等	配偶者暴力相談支援センター職員で常に情報共有・協議しながら対応する。	配偶者暴力相談支援センター職員で常に情報共有・協議しながら対応する。	通報後、DV被害者からの相談が入ることを視野に入れ、通報時に得た情報については、配偶者暴力相談支援センターの職員で適切に共有する必要がある。	

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	[重点][新規] 支援計画書作成による情報の共有化			
	No.	10		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	個々のケースの(安全確保を踏まえ)きめ細かな支援計画書を作成し、職員・女性相談員が情報や対応を共有し、支援体制を強化します。			
項目	報告	支援計画書作成数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	—	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	—	—	—	—
実績	—	0件	21件	9件
取組状況	平成26年度は、緊急一時保護及び一時保護対応者に対し状況を踏まえた計画的な支援を行った。また、平成27年3月にDV相談支援システムを導入し、電子上で支援計画書を作成できるようにした。運用については平成27年度以降を予定している。	平成27年度は、緊急一時保護21件に対応した。それぞれの状況を考慮し、支援計画を立て、関係部署・関係機関と連携しながら計画的に支援を行った。	平成28年度は、一時保護となったケースについて、それぞれの状況を考慮し、支援計画を立て、関係部署・関係機関と連携しながら計画的に支援を行った。	
今後の課題等	DV相談支援システムを活用し、配偶者暴力相談支援センターの相談員や職員が常に支援の方向性について共通認識を持って対応していく。	配偶者暴力相談支援センターの相談員や職員が共通認識を持って計画的な支援を行っていく。	支援計画について、職員が共通認識を持つことが必要。また、支援の経過に応じて、適切に計画を更新していくことが必要。	

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	保護命令申し立てに関する助言・支援			No.	11
				所管課	男女共同参画課
事業概要	裁判所に接見禁止などの安全確保に関する保護命令を申立てるにあたり、申立て方法や記載方法についての助言や支援を行うとともに、裁判所からの求めに応じ、書面を作成し、安全確保に努めます。				
項目	年度	報告	裁判所への書面の提出件数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	—	
実績	1件	2件	2件	4件	
取組状況	保護命令に関する書面について、2件裁判所へ提出した。 保護命令についての相談があった場合には、女性相談員が申立て方法や作成について説明や助言を行っている。 また、保護命令が有効な措置と考えられる相談者についても助言を行っている。	保護命令に関する書面について、2件裁判所へ提出した。 保護命令についての相談があった場合には、女性相談員が申立て方法や作成について説明や助言を行っている。 また、保護命令が有効な措置と考えられる相談者についても助言を行っている。	保護命令に関する書面について、2件裁判所へ提出した。 保護命令についての相談があった場合には、女性相談員が申立て方法や作成について説明や助言を行っている。 また、保護命令が有効な措置と考えられる相談者についても助言を行っている。	平成28年度は4件の保護命令に対応した。 保護命令についての相談があった場合には、女性相談員が申立て方法や作成について説明や助言を行っている。 また、保護命令が有効な措置と考えられる相談者についても助言を行っている。	
今後の課題等	保護命令に関する相談に対して、職員が適切に対応できるよう制度についての理解を深め、申立て方法や作成について具体的に説明や助言を行えるようにする。	保護命令に関する相談に対して、職員が適切に対応できるよう制度についての理解を深め、申立て方法や作成について具体的に説明や助言を行えるようにする。	保護命令に関する相談に対して、職員が適切に対応できるよう制度についての理解を深め、申立て方法や作成について具体的に説明や助言を行えるようにする。	保護命令に関する相談に対して、職員が適切に対応できるよう制度についての理解を深め、申立て方法や作成について具体的に説明や助言を行えるようにする。	

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	女性弁護士による無料法律相談の実施			No.	12
				所管課	男女共同参画課
事業概要	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な場合には、女性弁護士が無料法律相談を実施します。				
項目	年度	目標	相談件数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	やや不十分だった	やや不十分だった	
目標数値	—	150件	160件	170件	
実績	131件	196件	133件	123件	
取組状況	毎週水曜日の午後、1日5人までとして実施した。 一般相談やDV相談で法的支援が必要と判断される場合は、法律相談へ案内している。	毎週水曜日の午後、1日5人までとして実施した。 一般相談やDV相談で法的支援が必要と判断される場合は、法律相談へ案内している。	毎週水曜日の午後、1日5人までとして実施した。 一般相談やDV相談で法的支援が必要と判断される場合は、法律相談へ案内している。	毎週水曜日の午後、1日5人までとして実施した。 一般相談やDV相談で法的支援が必要と判断される場合は、法律相談へ案内している。	
今後の課題等	相談件数が増加したが、引き続き、相談窓口の周知に努める。	相談件数は前年度に比べ減少した。より多くの方に法律相談を有効活用してもらえるよう、引き続き相談窓口の周知に努める。	相談件数は前年度に比べ減少した。より多くの方に法律相談を有効活用してもらえるよう、引き続き相談窓口の周知に努める。	相談件数は前年度に比べ減少した。より多くの方に法律相談を有効活用してもらえるよう、引き続き相談窓口の周知に努める。	

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	外国人への相談の配慮		No.	13
			所管課	男女共同参画課
事業概要	言葉の壁や様々な生活問題を抱える外国人に対し相談を実施するとともに通訳者の派遣を依頼し、外国人に配慮した相談体制を整えます。			
項目	年度	報告	外国人の相談件数	
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	—	—	—	—
実績	101件	110件	64件	62件
取組状況	日本語での日常会話が必要な外国人相談者の場合は、安心して相談できるよう通訳者の派遣を国際交流課に依頼し対応した。	日本語での日常会話が必要な外国人相談者の場合は、安心して相談できるよう通訳者の派遣を国際交流課に依頼し対応した。	通訳者が在籍する市内の国際交流団体の方を中心に、DVIについての正しい知識を得るためのDV被害者サポーター養成講座を全2回実施した。総参加者数は41名。	
今後の課題等	言語が理由で面接相談に支障がでないよう、速やかに通訳者の派遣を依頼し日時を調整する。	言語が理由で面接相談に支障がでないよう、速やかに通訳者の派遣を依頼し日時を調整する。また、通訳者に対して、DVIについての正しい知識を取得していただく養成講座等の実施を検討していく。	言語が理由で面接相談に支障がでないよう、速やかに通訳者の派遣を依頼し日時を調整する。	

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	高齢者・障害者への相談の配慮		No.	14
			所管課	地域福祉支援課、 障害者支援課
事業概要	高齢者および身体・知的・精神など障害のある被害者に配慮した相談を行い、関係部署と連携し迅速な対応を図ります。			
項目	年度	報告	65歳以上の高齢者及び障害者の相談件数	
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	—	—	—	—
実績	—	119件	76件	81件
取組状況	高齢者及び障害者でDV被害の疑いのあるケースについては、関係部署との連絡調整を図り、適切な相談窓口の案内や職員同行での来所相談を実施した。	高齢者及び障害者でDV被害の疑いのあるケースについては、関係部署との連絡調整を図り、適切な相談窓口の案内や職員同行での来所相談を実施した。	高齢者及び障害者でDV被害の疑いのあるケースについては、関係部署との連絡調整を図り、適切な相談窓口の案内や職員同行での来所相談を実施した。	
今後の課題等	配偶者暴力相談支援センターでの相談が適切かどうかを事前に把握し、来所したが他機関へ送致という2次被害を未然に防ぐよう努める。	配偶者暴力相談支援センターでの相談が適切かどうかを事前に把握し、来所したが他機関へ送致という2次被害を未然に防ぐよう努める。	相談に来所したが他機関へ送致という2次被害を防ぐため、配偶者暴力相談支援センターでの相談が適切かどうかを事前に把握し、関係機関との適切な連携を進める。	

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	一時保護施設入所者への訪問面接			No.	15
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	市川市居住のDV被害者が夜間や休日に警察経由で婦人相談所に緊急一時保護された場合又は他の一時保護施設へ入所した場合、それらの入所者に職員又は女性相談員が訪問面接を実施し被害者の心情整理や自立に向けた支援を行います。				
項目	年度	一時保護者への訪問面接を実施する割合			
	目標				
項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
	所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	—	100%	100%	100%	
実績	100%	100%	100%	100%	
取組状況	一時保護施設入所者に対して、速やかに訪問面接を実施し、関係部署と連携し、退所後の自立に向けた支援を行った。		一時保護施設入所者に対して、速やかに訪問面接を実施し、関係部署と連携し、退所後の自立に向けた支援を行った。		一時保護施設入所者に対して、速やかに訪問面接を実施し、関係部署と連携し、退所後の自立に向けた支援を行った。
今後の課題等	一時保護施設入所者への速やかな訪問面接、自立に向けた支援を今後も継続する。		一時保護施設入所者への速やかな訪問面接、自立に向けた支援を今後も継続する。		自立に向けた支援においては、関係機関とのより適切な連携が必要となっている。

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	重篤度の高い被害者への同行支援			No.	16
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	DVの影響で精神的に疲弊している被害者や、精神に障がいのある被害者に対応し、自立のための各種手続等を職員又は女性相談員が関係部署へ同行支援を行います。				
項目	年度	同行支援を行ったケース数			
	報告				
項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
	所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	—	—	—	—	
実績	12件	9件	21件	4件	
取組状況	DV相談者だけでは自立に向けた手続き等の事務処理が困難なケースにおいて、相談者の同行支援を実施した。		DV被害者だけでは自立に向けた手続き等の事務処理が困難なケースにおいて、相談者の同行支援を実施した。		DV被害者だけでは自立に向けた手続き等が困難なケースにおいて、相談者の同行支援を実施した。
今後の課題等	必要な時に同行支援が実施できるよう、相談体制の充実を図る。		必要な時に同行支援が実施できるよう、相談体制の充実を図る。		必要な時に同行支援が実施できるよう、相談体制の充実を図る。

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	[新規] 被害者の個人情報の適切な管理			No.	17
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	「市川市個人情報保護条例」に基づき、DV被害者の個人情報の適切な管理を行います。				
項目	年度	目標	—		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	—	
実績	—	—	—	—	
取組状況	相談者の情報・相談内容に関しては、相談者以外には情報提供しないよう徹底しており、情報漏洩はなかった。関係機関の支援が必要な場合においては、同意書で相談者の同意を得た上で、必要な範囲内で他機関へ情報提供している。	相談者の情報・相談内容に関しては、相談者以外には情報提供しないよう徹底しており、情報漏洩はなかった。関係機関の支援が必要な場合においては、同意書で相談者の同意を得た上で、必要な範囲内で他機関へ情報提供している。	相談者の情報・相談内容に関しては、相談者以外には情報提供しないよう徹底しており、情報漏洩はなかった。関係機関の支援が必要な場合においては、同意書で相談者の同意を得た上で、必要な範囲内で他機関へ情報提供している。	相談者の情報・相談内容に関しては、相談者以外には情報提供しないよう徹底しており、情報漏洩はなかった。関係機関の支援が必要な場合においては、同意書で相談者の同意を得た上で、必要な範囲内で他機関へ情報提供している。	相談者の情報・相談内容に関しては、相談者以外には情報提供しないよう徹底しており、情報漏洩はなかった。関係機関の支援が必要な場合においては、同意書で相談者の同意を得た上で、必要な範囲内で他機関へ情報提供している。
今後の課題等	今後も個人情報が守られるよう徹底して管理する。また、相談の際には相談担当職員からも個人情報の取り扱いについて相談者へ説明する。	今後も個人情報が守られるよう徹底して管理する。また、相談の際には相談担当職員からも個人情報の取り扱いについて相談者へ説明する。	今後も個人情報が守られるよう徹底して管理する。また、相談の際には相談担当職員からも個人情報の取り扱いについて相談者へ説明する。	個人情報の保護についての手順を守って業務することができるように継続的な研修が必要。	個人情報の保護についての手順を守って業務することができるように継続的な研修が必要。

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	警察との連携強化			No.	18
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	配偶者暴力相談支援センターとして、警察と緊密に連携をとりながら加害者から追跡される危険のある被害者とその子どもの緊急時の安全確保を行います。				
項目	年度	報告	警察と連携したケース数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	—	
実績	17件	26件	15件	13件	
取組状況	緊急に安全確保が必要な場合には、警察と連携し、DV被害者及びその子どもの安全確保を図った。また、危険が高まる可能性がある相談者には、どのような状況になったら警察へ連絡するかについても具体的に助言を行った。	緊急に安全確保が必要な場合には、警察と連携し、DV被害者及びその子どもの安全確保を図った。また、危険が高まる可能性がある相談者には、どのような状況になったら警察へ連絡するかについても具体的に助言を行った。	緊急に安全確保が必要な場合には、警察と連携し、DV被害者及びその子どもの安全確保を図った。また、危険が高まる可能性がある相談者には、どのような状況になったら警察へ連絡するかについても具体的に助言を行った。	緊急に安全確保が必要な場合には、警察と連携し、DV被害者及びその子どもの安全確保を図った。また、危険が高まる可能性がある相談者には、どのような状況になったら警察へ連絡するかについても具体的に助言を行った。	緊急に安全確保が必要な場合には、警察と連携し、DV被害者及びその子どもの安全確保を図った。また、危険が高まる可能性がある相談者には、どのような状況になったら警察へ連絡するかについても具体的に助言を行った。
今後の課題等	緊急性や危険性を把握したうえで、警察との連携が必要な場合には、確実に警察につなぎ、安全確保を図る。	緊急性や危険性を把握したうえで、警察との連携が必要な場合には、確実に警察につなぎ、安全確保を図る。	緊急性や危険性を把握したうえで、警察との連携が必要な場合には、確実に警察につなぎ、安全確保を図る。	緊急性や危険性を把握したうえで、警察との連携が必要な場合には、確実に警察につなぎ、安全確保を図る。	警察との連携に向けて、緊急性や危険性の適切な判断が必要。

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	緊急一時保護の実施		No.	19
			所管課	男女共同参画課
事業概要	緊急性が高いケースにおいては、婦人相談所と連携し、DV被害者とその子どもに関する情報を共有し、円滑な一時保護を実施します。			
項目	年度	報告		
	報告	婦人保護施設等へ緊急一時保護を実施したケース数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	—	—	—	—
実績	14件	4件	11件	6件
取組状況	婦人保護施設(シェルター)への一時保護は、主に自宅への帰宅ができない生命・身体に危険がある相談者で、頼れる親類等がない場合の緊急対応として実施している。婦人保護施設等への緊急一時保護件数9件のうち、警察が対応した件数が5件で、市が対応したケースが4件であった。	婦人保護施設(シェルター)への一時保護は、主に自宅への帰宅ができない生命・身体に危険がある相談者で、頼れる親類等がない場合の緊急対応として実施している。婦人保護施設等への緊急一時保護件数21件のうち、警察が対応した件数が10件で、市が対応したケースが11件であった。	シェルターへの一時保護は、主に自宅への帰宅ができない生命・身体に危険がある相談者で、頼れる親類等がない場合の緊急対応として実施している。シェルター等への一時保護件数9件のうち、警察が対応した件数が3件で、市が対応したケースが6件であった。	
今後の課題等	緊急一時保護は、相談者の生活を大きく変えてしまう対応であることから、相談者に一時保護施設に入所した場合のその後について、事前に充分説明しておく必要がある。	緊急一時保護は、相談者の生活を大きく変えてしまう対応であることから、相談者に一時保護施設に入所した場合のその後について、事前に充分説明しておく必要がある。	緊急一時保護は、相談者の生活を大きく変えてしまう対応であることから、相談者に一時保護施設に入所した場合のその後について、事前に充分説明しておく必要がある。	

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	一時保護者、同伴者への同行支援		No.	20
			所管課	男女共同参画課、地域福祉支援課、障害者支援課
事業概要	一時保護施設に入所中のDV被害者に対し、被害者本人の意思を尊重し自立に向けた転居先探しやアパートの賃貸契約など自立に必要な様々な手続きのため外出する際に安全確保の観点から同行支援を実施します。			
項目	年度	報告		
	報告	同行支援を行ったケース数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	—	—	—	—
実績	12件	9件	10件	5件
取組状況	一時保護施設入居者の転居先を探す(退所後の居住地を確保するため、入居施設の下見のための同行支援等)を実施した。	一時保護施設入居者の転居先を探す(退所後の居住地を確保するため、入居施設の下見のための同行支援等)を実施した。	一時保護施設入所者の転居先を探す(退所後の居住地を確保するため、入居施設の下見のための同行支援等)を実施した。	一時保護施設に入所中の間、必要に応じて同行支援を実施した。
今後の課題等	一時保護施設入居者の不安を和らげるためにも、必要に応じて同行支援を実施していく。	一時保護施設入居者の不安を和らげるためにも、必要に応じて同行支援を実施していく。	一時保護施設入所者の不安を和らげるためにも、必要に応じて同行支援を実施していく。	同行支援については、安全に移動できるよう適切に対応する。

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向6 職務関係者の資質向上

事業名	DV相談担当職員のスキルアップ			No.	21
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	DV被害者や同伴の家族について、相談での初期対応の重要性や緊急一時保護の連携フロー、各種法的制度など、きめ細やかな対応に言及したDV被害者対応の手引きを活用し、DV担当職員の質の向上を図ります。また、国や県主催の研修会に参加していきます。				
項目	年度	目標	研修会参加回数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	3回	3回	3回	
実績	5回	8回	13回	9回 ※延べ参加人数 28人	
取組状況	DV担当職員の経験年数やスキルレベルに応じ、内閣府や県主催の研修会などに参加し、スキルアップを図った。		DV担当職員の経験年数やスキルレベルに応じ、内閣府や県主催の研修会などに参加し、スキルアップを図った。		DV担当職員の経験年数やスキルレベルに応じ、内閣府や県主催の研修会などに参加し、スキルアップを図った。国が主催する研修会には3回参加(延べ参加人数4人)。県が主催する研修会には4回参加(延べ参加人数6人)。男女共同参画課独自で行った研修会は2回(延べ参加人数18人)。
今後の課題等	担当職員がスキルアップできるよう、研修会についての情報を共有し積極的に参加していく。		担当職員がスキルアップできるよう、研修会についての情報を共有し積極的に参加していく。		担当職員がスキルアップできるよう、研修会についての情報を共有し積極的に参加していく。

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向6 職務関係者の資質向上

事業名	ケース検討会議の実施			No.	22
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	処遇困難ケースや危険度の高いケース等の情報の共有及び支援方法のスキルアップを図り、相談体制の強化を図ります。				
項目	年度	目標	会議実施回数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	十分達成できた	概ね達成できた	
目標数値	—	12回	12回	12回	
実績	9回	8回	12回	9回	
取組状況	処遇困難ケースや危険度の高いケースについて担当職員全体で情報共有・検討し、職員同士が連携して対応できるようにしている。担当職員全体でのケース検討まで必要がなかった月もあり、平成26年度は8回の実施となった。		処遇困難ケースや危険度の高いケースについて担当職員全体で情報共有・検討し、職員同士が連携して対応できるようにしている。		処遇困難ケースや危険度の高いケースについて担当職員全体で情報共有・検討し、職員同士が連携して対応できるようにしている。
今後の課題等	処遇困難ケースや危険度の高いケースに対しても円滑に対応できる体制整備に努める。		処遇困難ケースや危険度の高いケースに対しても円滑に対応できる体制整備に努める。		処遇困難ケースや危険度の高いケースに対して、円滑に支援できるよう連携体制を強化する。

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のための公的なDV証明書の発行			No.	23
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のため、必要な証明書の申請受付と交付を行います。				
項目	年度	報告	DV証明書の発行数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	—	
実績	103枚	145枚	136枚	162枚	
取組状況	<p>配偶者暴力相談支援センターの業務の一つとして、DV証明書の発行がある。DV被害により必要な手続きが受けられないことが無いよう、相談内容に応じた必要な証明書を発行した。</p> <p>配偶者暴力相談支援センターの業務の一つとして、DV証明書の発行がある。DV被害により必要な手続きが受けられないことが無いよう、相談内容に応じた必要な証明書を発行した。</p> <p>配偶者暴力相談支援センターの業務の一つとして、DV証明書の発行がある。DV被害により必要な手続きが受けられないことが無いよう、相談内容に応じた必要な証明書を発行した。</p>				
今後の課題等	<p>今後も必要に応じてDV証明書を発行し、相談者の自立を支援していく。</p> <p>今後も必要に応じてDV証明書を発行し、相談者の自立を支援していく。</p> <p>DV証明書については、発行数が増加傾向にあるため、正確な事務処理ができる体制整備が必要。</p>				

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	住宅確保に向けた支援			No.	24
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	住宅確保について情報提供や助言を行ったり、県営住宅・市営住宅等へ優先して入居できるように証明書を発行します。				
項目	年度	報告	賃貸借契約等の同行件数及び市営住宅入居のためのDV証明書の発行数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	—	
実績	7件	4件	14件	5件	
取組状況	<p>県営・市営住宅の入居を希望する相談者に優先入居できるよう証明書を発行している。</p> <p>平成26年度は、賃貸借契約のための同行支援を2件実施し、市営住宅入居のためのDV証明書を2枚発行した。</p> <p>県営・市営住宅の入居を希望する相談者に優先入居できるよう証明書を発行している。</p> <p>平成27年度は、住居確保のための同行支援を9件実施し、公営住宅入居のためのDV証明書を5枚発行した。</p> <p>県営・市営住宅の入居を希望する相談者に優先入居できるよう証明書を発行している。</p> <p>平成28年度は、住居確保のための同行支援を1件実施し、公営住宅入居のためのDV証明書を4枚発行した。</p>				
今後の課題等	<p>今後も住宅確保が必要な相談者には、賃貸契約等の同行支援や県営・市営住宅への入居のためのDV証明書を発行し、自立への支援をしていく。</p> <p>今後も住宅確保が必要な相談者には、賃貸契約等の同行支援や県営・市営住宅への入居のためのDV証明書を発行し、自立への支援をしていく。</p> <p>住宅確保に関する情報収集を行い、相談時に提供できる情報を充実させる。</p>				

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	就労に向けた支援			
	No.	25		
		所管課	男女共同参画課	
事業概要	再就職に必要なスキルや情報を習得するセミナーを男女共同参画センターで実施します。また、千葉県DV被害者等自立サポート事業の講座の活用やハローワークやマザーズハローワークを活用できるように情報提供を行う等就労支援の充実を図ります。			
項目	年度	講座等の開催数		
	目標	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	—	2回	1回	1回
取組状況	<p>男女共同参画センター主催講座として「女性向け社会復帰支援セミナー」と「就労支援講座」を実施した。実施にあたり、相談室にちらしを設置し相談者への周知を行った。</p> <p>男女共同参画センター主催講座として「就労支援セミナー」を実施した。また、千葉県が実施している自立支援のための講座についても相談者の状況に応じて周知した。</p>			
今後の課題等	<p>就労についての悩みを抱えている相談者に情報提供できるよう、相談室にチラシを置く等、就労に関する情報提供を行っていく。</p> <p>就労についての悩みを抱えている相談者に情報提供できるよう、相談室にチラシを置く等、就労に関する情報提供を行っていく。</p> <p>就労についての悩みを抱えている相談者に情報提供できるよう、支援をPRすることが必要。</p>			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	施設等退所後の継続的支援			
	No.	26		
		所管課	男女共同参画課	
事業概要	施設退所後及び避難後の自立に向けた支援の中で、DV被害者とその子どもの様々な悩みに対応し、関係部署、関係機関と連携し継続的支援を実施します。			
項目	年度	施設退所者及び同伴家族の継続支援件数		
	報告	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	—	—	—	—
実績	14/(全体)16 件	9/(全体)9件	15/(全体)21件	3/(全体)9件
取組状況	<p>施設退所後の自立に向けては、様々な支援が必要になることから、相談者の実状に合わせて、関係部署・機関へ情報提供を実施し、継続的な支援を行った。</p> <p>一時保護施設等の退所後の自立に向けては、様々な支援が必要になることから、相談者の実状に合わせて、関係部署・機関へ情報提供を実施し、継続的な支援を行った。</p> <p>一時保護施設等の退所後の自立に向けては、様々な支援が必要になることから、相談者の実状に合わせて、関係部署・機関へ情報提供を実施し、継続的な支援を行った。</p>			
今後の課題等	<p>相談者に寄り添った支援となるよう、相談者が抱えている不安や問題点を明らかにし、関係部署・機関と共通認識を持ち連携するよう努める。</p> <p>相談者に寄り添った支援となるよう、相談者が抱えている不安や問題点を明らかにし、関係部署・機関と共通認識を持ち連携するよう努める。</p> <p>継続的な支援に向けて、関係機関との十分な連携が必要。</p>			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携			No.	27
				所管課	男女共同参画課
事業概要	被害者の子どもの心のケア及び健やかな発達を支援するための相談を実施し、必要に応じて関係部署や児童相談所と連携を図ります。				
年度	報告	児童相談所や関係部署との連携数			
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	—	
実績	12件	13件	18件	31件	
取組状況	子どもがいるDVケースは、児童虐待と密接に関係している場合が多いことから、関係部署・機関との細やかな情報共有を行った。	母子で避難するような緊急性の高いケースを中心に、同伴する子どもにも配慮した支援を実施するため、関係部署・機関との細やかな情報共有を行った。	DV被害と児童虐待が併発しているケースについては、子どもの視点での支援も重要になるため、児童に関する機関や部署と密に連携した。		
今後の課題等	子どもの健全な発育が図られるよう、今後も関係部署・機関との細やかな情報共有を行っていく。	子どもの健全な発育が図られるよう、今後も関係部署・機関との細やかな情報共有を行っていく。	加害者を刺激したくないという考えから、子どもへの虐待について相談できていないケースもあるため、虐待が黙認されないよう適切に連携していく必要がある。		

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	就学における支援と配慮			No.	28
				所管課	男女共同参画課
事業概要	教育委員会や学校と連携し、DV被害者の子どもの転入・転校における支援を行い、個人情報の取り扱いに配慮します。また、学校等には、加害者対応について助言を行います。				
年度	報告	義務教育課、小学校、中学校、高等学校と連携したケース数			
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	—	
実績	10件	8件	6件 ※一時保護による 連携ケース数	7件 (内、一時保護による 連携ケース数 2件)	
取組状況		DVを理由に避難をしたケース、あるいは、避難してきたケースの子どもについては、新しい居住地で速やかに学校に通学できるように関係部署や学校と連携を図った。加害者からの追及の危険性が高いケースについては、学校等に助言を行った。	緊急避難するケース、あるいは、緊急避難してきたケースの子どもについては、一時的に学校へ通学していないことから、新しい居住地で速やかに学校に通学できるように学校関係部署と転出入について連携を図った。	DV被害に遭い市外に避難したケース、あるいは、市内に避難してきたケースについては、子どもが一時的に学校へ通学できなくなっていることから、新しい居住地で速やかに学校に通学できるように学校関係部署と連携を図った。	
今後の課題等		相談者とその子どもに負担がかからないよう、迅速に関係部署と連携を図り、新しい居住地での学校生活の開始に向けての支援を行っていく。	相談者とその子どもに負担がかからないよう、迅速に関係部署と連携を図り、新しい居住地での学校生活の開始に向けての支援を行っていく。	学校を通して、加害者に相談者の居場所が知られることがないよう、連携する際は情報を適切に取り扱う必要がある。	

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	保育園入園における支援と配慮			No.	29
				所管課	男女共同参画課
事業概要	DV被害者が安心して就労できるよう、その子どもの市内の保育園への優先入所に向けた助言・情報提供を行い、必要に応じてDV証明書を保育課へ提出します。また、保育園には加害者対応について助言を行います。				
項目	年度	報告	保育園と連携したケース数		
		現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	—	—	—	—	—
実績	5件	12件	7件	12件	12件
取組状況	<p>DVを理由に避難を実施、もしくは避難をしてきたケースについては、新しい居住地で速やかに入園できるように関係部署や保育園と連携を図った。加害者からの追及の危険性が高いケースについては、保育園等に助言を行った。</p> <p>DVを理由に避難を実施、もしくは避難をしてきたケースについては、新しい居住地で速やかに入園できるように関係部署や保育園と連携を図った。</p> <p>DV被害に遭い市外へ避難、もしくは市内へ避難したケースについては、新しい居住地で速やかに入園できるように関係部署と連携を図った。</p>				
今後の課題等	<p>相談者とその子どもに負担がかからないよう、迅速に関係部署と連携を図り、新しい居住地での自立に向けての支援を行っていく。</p> <p>相談者とその子どもに負担がかからないよう、迅速に関係部署と連携を図り、新しい居住地での自立に向けての支援を行っていく。</p> <p>保育園の入園申請については、受付期間に間に合うよう、速やかに窓口へ繋ぐ必要がある。</p>				

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	[新規] 保育園や幼稚園に従事する職員に対する啓発			No.	30
				所管課	男女共同参画課
事業概要	就学前教育等従事職員を対象に、世代間連鎖を防ぐ観点からDV家庭で育った子どもの心のケアの重要性について関係部署と連携し研修を実施します。				
項目	年度	目標	研修会実施回数		
		現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	—	1回	1回	1回	1回
実績	—	1回	1回	1回	1回
取組状況	<p>DVは子どもの心にも悪影響を及ぼすことから、平成26年度は保育園の管理者である園長に向けて、DVの危険性に加え、保護者から相談を受けた場合の連携部署・機関についてなどの説明会を実施し理解を深めた。参加人数は市内の全公立幼稚園園長7人。</p> <p>平成27年度は幼稚園の管理者である園長に向けて、DVの危険性に加え、保護者から相談を受けた場合の連携部署・機関についてなどの説明会を実施し理解を深めた。参加人数は市内の公立保育園園長21人。</p>				
今後の課題等	<p>保育園や幼稚園従事職員は保護者と関わりを持つことから、DV被害を発見できる機会があるため、関係部署・機関を適切に案内できるよう研修会を継続して実施していく。</p> <p>保育園や幼稚園従事職員は保護者と関わりを持つことから、DV被害を発見できる機会があるため、関係部署・機関を適切に案内できるよう研修会を継続して実施していく。</p> <p>保育園や幼稚園従事職員は保護者と関わりを持つことから、DV被害を発見できる機会があるため、関係部署・機関を適切に案内できるよう研修会を継続して実施していくことが必要。</p>				

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向9 関係機関・関係部署との連携

事業名	[重点][新規] 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の実施			No.	31
	所管課	男女共同参画課、地域福祉支援課、障害者支援課、介護保険課、子育て支援課			
事業概要	DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議の代表者会議を開催し、情報の共有化を図るとともに連携を強化します。				
項目	年度	目標	会議開催回数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	2回	2回	2回	
実績	—	2回	2回	2回	
取組状況	<p>要綱に基づき、ネットワーク会議を開催し、関係機関等に対応した事例の検証、問題点、課題等について周知、協議した。</p> <p>要綱に基づき、ネットワーク会議を開催し、関係機関等に対応した事例の検証、問題点、課題等について周知、協議した。</p> <p>要綱に基づき、ネットワーク会議を開催し、関係機関等に対応した事例の検証、問題点、課題等について周知、協議した。</p>				
今後の課題等	<p>関係機関、関係部署の連携により、更なる被害者支援実現に向け、共通認識、共通理解ができるよう、ネットワーク会議で関係部署と協議していく。</p> <p>関係機関、関係部署の連携により、更なる被害者支援実現に向け、共通認識、共通理解ができるよう、ネットワーク会議で関係部署と協議していく。</p> <p>社会情勢の変化や組織体制の変化に対応した適切な協力体制の維持が必要。</p>				

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向9 関係機関・関係部署との連携

事業名	[新規] DV防止ネットワーク実務者会議の実施			No.	32
	所管課	男女共同参画課			
事業概要	DV被害者支援のため、関係機関・関係部署との個別ケースの支援方針の確立、支援の経過報告およびその評価を行い、新たな情報を共有することを目的とした会議を開催します。				
項目	年度	目標	会議開催回数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	2回	2回	2回	
実績	—	2回	2回	2回	
取組状況	<p>要綱に基づき、ネットワーク実務者会議を開催し、事例の検証、問題点、課題等についてより実務に即した内容で協議した。</p> <p>要綱に基づき、ネットワーク実務者会議を開催し、事例の検証、問題点、課題等についてより実務に即した内容で協議した。</p> <p>要綱に基づき、ネットワーク実務者会議を開催し、事例の検証、問題点、課題等についてより実務に即した内容で協議した。</p>				
今後の課題等	<p>更なる被害者支援の実現に向け、関係機関・部署の実務者レベルで共通認識、共通理解ができるよう、ネットワーク実務者会議で協議し連携を強化していく。</p> <p>更なる被害者支援の実現に向け、関係機関・部署の実務者レベルで共通認識、共通理解ができるよう、ネットワーク実務者会議で協議し連携を強化していく。</p> <p>DV被害者に関わる機関や担当課の担当職員が、被害者が置かれる状況や抱える課題について、共通認識を持てるような会議方法の検討が必要。</p>				

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向⑨ 関係機関・関係部署との連携

事業名	DV防止ネットワーク個別ケース検討会議の実施			No.	33
				所管課	男女共同参画課
事業概要	DV被害者支援のための情報の共有および関係機関・関係部署との個別ケースの相互連携を目的とした会議を開催します。				
項目	年度	報告	会議開催回数		
		現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	—	
実績	1回	4回	18回	6回	
取組状況		緊急性が高いケースや対応が困難なケースについて、関係機関が集まりケース検討会議を行った。ただし、相互連携が必要なケースのほとんどはケース検討会議の形式をとらず、担当職員が随時関係機関と情報共有しながら密接に連携し対応した。	緊急性が高いケースや対応が困難なケースについて、関係機関が集まりケース検討会議を行った。ただし、相互連携が必要なケースのほとんどはケース検討会議の形式をとらず、担当職員が随時関係機関と情報共有しながら密接に連携し対応した。	緊急性が高いケースや対応が困難なケースについて、関係機関が集まりケース検討会議を行った。ただし、相互連携が必要なケースのほとんどはケース検討会議の形式をとらず、担当職員が随時関係機関と情報共有しながら密接に連携し対応した。	
今後の課題等		緊急性の高いケースに関しては、速やかな相互連携が必要である。一方で、計画的支援が必要であり、且つ、時間的余裕のあるケースに関しては個別ケース検討会議を活用したDV被害者の支援も必要である。	緊急性の高いケースに関しては、速やかな相互連携が必要である。一方で、計画的支援が必要であり、且つ、時間的余裕のあるケースに関しては個別ケース検討会議を活用したDV被害者の支援も必要である。	緊急性の高いケースに関しては、速やかな相互連携が必要である。一方で、計画的支援が必要であり、且つ、時間的余裕のあるケースに関しては個別ケース検討会議を活用したDV被害者の支援も必要である。	

市川市男女共同参画基本計画 第2次DV防止実施計画の総括

第2次DV防止実施計画は、基本計画の主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶実現のうち、DV施策の実施に関するもので、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画に相当するものとして、計画期間を平成26年度から平成28年度までの3年間とし策定したものです。

本DV防止実施計画において、本市のDV施策に関する事業を体系化し、計画的に実施していくものです。

本DV防止実施計画の事業は、その達成状況について進行管理を行い、その進捗を毎年度、評価、検証し、その結果を市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表することとしています。

また、市民の視点での評価として、基本目標ごとに成果指標(アウトカム指標)を設定し、市川市のe-モニターアンケート制度を活用したアンケート結果を実績値としています。

成果指標の3年間の実績値については、以下のとおりです。

○基本目標1 DVを許さない社会づくり

成果指標 DVを知っている人の割合

	目標値	実績値
平成26年度	95%	88%
平成27年度	97%	92%
平成28年度	100%	90%

○基本目標2 安全で安心できる相談体制の充実

成果指標 配偶者暴力相談支援センターを知っている人の割合

※平成28年度は、市川市の相談窓口(配偶者暴力相談支援センター)を知っている人の割合

	目標値	実績値
平成26年度	30%	24%
平成27年度	40%	22%
平成28年度	50%	47%

○基本目標3 実効性のある自立支援の充実

成果指標 基本目標Ⅲの施策が進んでいると思っている市民の割合

	目標値	実績値
平成 26 年度	15%	12%
平成 27 年度	20%	10%
平成 28 年度	25%	20%

○基本目標4 DV根絶の推進体制

成果指標 DV防止実施計画を知っている人の割合

	目標値	実績値
平成 26 年度	30%	15%
平成 27 年度	40%	13%
平成 28 年度	50%	20%

基本目標ごとの成果指標の実績については、上記のとおり、目標値を達成することができませんでした。

しかしながら、3年間の推移を見ても、それぞれの項目において状況が前進している傾向が見られます。

その中でもDVを知っている人の割合は 90%と高く、広く社会で認知されていることがわかります。

また、相談窓口の設置についても約半数の方が「知っている」と回答をいただきました。

なお、DV被害者支援については認知度 20%と低迷していますが、このなかなか実績値に表れない要因としては、①DVが身近でないと捉え自分のこととして考えられないこと、②DV施策について、事業の性質上、DV被害者支援が市民の目に触れることがないことなどが考えられます。

これらのことから、DV施策に関するアンケートへの回答を難しくしており、その結果として、実績値に表れないのではないかと考えています。

本市では、皆様にDVの正しい知識、理解を深めていただき、DVのない社会(DVの根絶)を目指しています。

次期計画の「市川市男女共同参画基本計画 第3次DV防止実施計画」に沿って事業を進めてまいりますが、全国的に相談件数が増え続けている状況のなか、いまだ声を上げられないDV被害者が多くいると考えられていますので、支援が必要としている方に確実に相談窓口が伝わるように周知を図ってまいります。

また、既に被害を受けている方については、安全確保を第一に、関係機関と連携を密にし、きめ細やかな支援を継続してまいります。

平成29年度 男女共同参画センター講座事業実施計画

①主催事業

No.	主要課題	事業No.	テーマ	主旨・内容	対象	講座名	回数
1	全般	No.7 No.15	共同参画 時事教養	毎年6月23日～29日の男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画に関する学習会等を専門家を招いて開催し、男女共同参画社会とは、男性にとっても女性にとっても生きやすい社会を目指すものであることを理解してもらう。	どなたでも・<家庭教育学級> ⇒H29 親子	ウィズカレッジ'17	1
2	②	No.7	共同参画	少子化の原因の一つである未婚化や晩婚化の解消に向け、出会いの場を提供し、参加者同士の交流を促して婚活を支援する。	25～45歳の未婚の男女	婚活支援セミナー	1
3	②	No.7	共同参画 人権啓発	誰もが暮らしやすい社会となることを目指し、性的マイノリティ(LGBT)について理解し正しい知識を持つための機会とし、啓発を行う。	市民	LGBT講演会	1
4	②	No.14	家事育児支援	父子で楽しく料理を作りながら、男性の家事・育児への参画を促し、男女が協力し支え合う家庭の確立を目指す。	小学生低学年の子と父・8組	親子DEクッキング	1
5	②③	No.7 No.15 No.18	共同参画 就労支援 ワーク・ライフ・バランス 女性活躍	女性の社会進出を促進し地域の活性化を図るため、ロールモデルの提示や活躍の場の提供により、女性の復職や起業、社会参画を支援する。 ※男女共同参画センターでの開催で集客が伸びなかったことから、平成28年度より、当イベントの認知度を上げるため、会場をコルトンプラザに移し2回目。	起業・再就職を考えている女性。起業した女性、その家族・<家庭教育学級>	ハッピーライフ&キャリアフェスタ	1
6	②③	No.7 No.17	共同参画 女性活躍	結婚や出産を機に離職した方や子育て中で仕事から離れている方に、ロールモデルを提示したり、ワーク・ライフ・バランスや時間の使い方を学んでいただき、自分を見つめ直して地域で仲間と共に、地域での活動や復職など新たな一歩を踏み出せるよう支援する。	結婚や出産等で離職した方、子育て等で仕事から離れている方、起業に興味のある方	いち☆カフェ@ウィズ	12
7	②③	No.7 No.18	共同参画 ワーク・ライフ・バランス 女性活躍	仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで展開できるよう、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。	経営者・人事担当者・市民	ワーク・ライフ・バランスセミナー	1
8	②③	No.7 No.18	共同参画 ワーク・ライフ・バランス 女性活躍	共働き世帯の増加にともない、母親だけでなく父親への両立支援は必須である。また、市内南部は地域的に転出入世帯や核家族も多い。本講座では父親の家庭参画推進と夫婦での子育てを推進し、子育て世代がワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供する。	0歳～3歳の子を育児する父親・母親	ママパパ講座 (まいまいルーム)	1
9	③	No.17	就労支援 女性活躍	今の自分をワンランクアップさせるために必要な術を学び、それらを地域活動や経済活動に活かしながら生き生きと自分らしく過ごすことができる男女共同参画社会づくりの一助とする。	就職等社会参加を考えている女性	就労支援セミナー	6
10	④	No.20	自立支援 地域活動	男性に料理の楽しさを体得してもらうことで、自立を促す。また、グループ作業により、参加者同士の交流から地域活動への参画につなげる。	男性(16人)	男性の料理教室	4
11	⑤	No.23	健康	基本計画 主要課題5「生涯を通じた健康支援」については、これまで保健センターが中心に事業展開してきたが、当該分野における男女共同参画センターでの事業がなかったことから、第6次実施計画で進行管理事業に位置づけ実施するもの。	市民	健康のための講座	1
12	⑥ DV防止計画	— No.2	暴力の根絶 DV防止	DV根絶に向け、市民一人ひとりがDVについて理解し正しい知識を持つための機会とし、啓発を行う。	市民・通訳者	DV予防啓発セミナー (DV被害者サポーター養成講座)	2
13	⑦	No.27	国際的協調	在住外国人と日本人が多様な生き方を認め合い、各種活動に参画でき、安心して暮らすことのできる地域社会をつくるため、相互理解のための啓発・交流活動を行う。	在住外国人・市民	在住外国人との交流会	1

33

②共催事業

No.	主要課題	事業No.	テーマ	主旨・内容	対象	講座名	回数
14	②	No.7	共同参画 地域活動	女性の地位向上を目的に設立された「市川女性の集い連絡会」との共催事業を実施することで、男女共同参画の推進を図る。	女性を中心として市民全般	未定	1
15	④	No.20	地域活動	高齢者を中心として、地域への社会参加への機会等を提示し、活性化を図る。(ナルク市川との共催)	高齢者を中心として市民全般	未定	1
16	⑥ DV防止計画	— No.1 No.29	暴力の根絶 DV防止	日々の生活に疲れている女性に癒しの空間を提供することで、活力ある生活を取り戻す機会とする。(ウィル市川との共催)	女性	ベルヴィ(ハントリフレ)	6

8

③その他、計画に位置づけている事業など

No.	主要課題	事業No.	テーマ	主旨・内容	対象	講座名	回数
17	①	No.2	共同参画 女性活躍	庁内の女性管理職登用を促進させるため、女性職員を対象に研修を行う。	市職員(副主幹・主査) ⇒H29 副主幹	女性職員研修	3
18	②⑥	No.15 No.25	人権啓発	中学生人権作文コンテスト優秀作品朗読、ハンドベル「すずらん」演奏、著名人による人権講演をつうじて、参加者が人権に関心を持つ機会とする。	市民・<家庭教育学級>	ヒューマンフェスいしかわ2017	1
19	③	No.17	就労支援 女性活躍	基調講演や先輩女性起業家の経験談を聞くことで、やる気高め、起業への具体的な第1歩を踏み出すことを支援する。(経済部商工振興課主催事業)	女性・市民	Ichikawa女性のための起業セミナー2017	1
20	DV防止計画	No.16	DV防止	DV相談担当職員のスキルアップのための研修を行う	女性相談員・関係機関	スーパービジョン研修	1
21	DV防止計画	No.16	DV防止	教職員のDV等に関するスキルアップのための研修を行う	教職員	教職員向け研修	1